

# 第2次久慈市男女共同参画計画

—男女がともに輝き、こころ豊かなまちづくり—



平成 26 年 3 月

久 慈 市





## 男女がともに輝き、 こころ豊かなまちづくりをめざして

少子高齢化や経済のグローバル化、ライフスタイルの多様化など、近年の社会経済情勢の大きな変化の中、豊かな市民生活と社会の持続発展のためには、性別にかかわらず、多様な生き方が尊重され、すべての人が個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現が不可欠です。

久慈市では、平成 16 年度に「男女がともに輝き、こころ豊かなまちづくり」を基本理念とする「久慈市男女共同参画計画」（平成 16 年度～平成 25 年度）を策定し、各分野で男女共同参画計画の着実な推進を図ってまいりました。前計画では、「共同参画の意識づくり」、「子どもを育む環境づくり」、「政策や方針決定過程等への参画の促進」等、様々な取り組みを進めてきたところであり、その成果が現れつつあるものと考えております。

このたび、前計画の計画期間が終了することに伴い、その成果と課題を踏まえ、「第 2 次男女共同参画計画」を策定しました。本計画では、「ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現」、「男女共同参画の視点からの防災対策の推進」、「パートナーに対する暴力の根絶」等、社会情勢の変化に伴う課題や震災の教訓を生かした取り組みを加え、男女共同参画のより一層の推進を図る内容としております。

今後におきましても、本計画に基づき、市民、地域団体、事業所、関係機関の皆様との連携、協働により、男女共同参画の実現に向け取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただきました男女共同参画推進委員会の委員の皆様をはじめ、意識調査にご協力をいただきました市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成 26 年 3 月

久慈市長 遠藤 謙一

# 目次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の背景 .....	2
3 計画の位置づけ .....	2
4 計画の期間 .....	3
5 計画の基本理念 .....	3
6 計画の基本目標 .....	3
<b>第2章 計画の体系</b> .....	5
計画体系一覧 .....	6
<b>第3章 計画の内容</b> .....	7
基本目標Ⅰ ともに、思いやり、認め合うまちをつくろう .....	8
(1) 男女共同参画についての理解の促進 .....	8
(2) 人権と個性が尊重される教育の充実 .....	10
(3) 固定的な性別役割分担意識の是正 .....	15
基本目標Ⅱ ともに、参画するまちをつくろう .....	18
(1) 人材の育成 .....	18
(2) 男女共同参画の視点に立った意識改革 .....	19
(3) 政策・意思決定過程への女性の参画 .....	21
(4) あらゆる分野への男女の参画機会の確保 .....	21
基本目標Ⅲ ともに、ワークライフバランスをすすめよう .....	24
(1) ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現 .....	24
(2) 子育てや介護と両立できる職場づくりの支援 .....	25

基本目標Ⅳ ともに、支え合うまちをつくろう	26
(1) 男女共同参画の視点からの防災対策の推進	26
(2) 地域活動における男女共同参画の促進	26
(3) 男女共同参画を推進する市民活動への支援	27
基本目標Ⅴ ともに、DVのない家庭・まちをつくろう	28
(1) パートナーに対する暴力の根絶	28
(2) DV被害者への支援	32
久慈市男女共同参画計画 目標とする指標	33
<b>第4章 計画の推進</b>	35
1 計画の推進体制	36
2 計画の進行管理	36
<b>参考資料</b>	39
第2次久慈市男女共同参画計画策定の経過	40
久慈市男女共同参画推進委員会委員名簿	41
久慈市男女共同参画計画連絡調整会議委員名簿	41
男女共同参画社会基本法	42
岩手県男女共同参画推進条例	47
久慈市男女共同参画推進委員会要綱	53
久慈市男女共同参画計画連絡調整会議設置要領	55
久慈市男女共同参画に関する意識調査（一般）の概要	56
久慈市男女共同参画に関する意識調査（中学生・高校生）の概要	82





# 第1章

## 計画の基本的な考え方

## 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、男性、女性、子どもなどすべての人にとって暮らしやすい社会を作ることです。あらゆる分野で男女が参画することにより、生活の質の向上や心の豊かさが増し、人とのつながりが生まれ、地域が活性化します。

これまでの男女の役割などを見つめ直し、市民一人ひとりがいきいきと暮らし、ともに久慈市の発展を支えていく、このような男女共同参画社会の実現を目指し、さらに推進するため、前久慈市男女共同参画計画を基本的に継承し、「第2次久慈市男女共同参画計画」を策定するものです。

### 2 計画の背景

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、国、県、市では、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に取り組んできました。

さらに、平成13年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定され、DVの防止と被害者支援の取り組みも進められてきました。

岩手県においては、平成12年に「いわて男女共同参画プラン」を策定、平成14年に「岩手県男女共同参画推進条例」を制定しました。平成23年度からは、新しい「いわて男女共同参画プラン」及び「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」に基づき、取り組みが進められています。

久慈市では、平成16年度に平成25年度までを計画期間とする「久慈市男女共同参画計画」を策定し、「男女がともに輝き、こころ豊かなまちづくり」を基本理念に、各分野で男女共同参画に係る取り組みを行ってきました。

男女共同参画に対する理解は、徐々に深まってはいますが、男女共同参画の取り組みは、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野にわたっており、このような多岐にわたる分野の中で長年形成されてきた固定的性別役割分担意識、社会慣行、制度は依然として残っているのが現状です。

### 3 計画の位置づけ

- (1) 久慈市総合計画を上位計画とし、それぞれの分野別に策定された諸計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会を形成するための施策を推進する計画とします。
- (2) 男女共同参画社会基本法及び岩手県男女共同参画推進条例の基本理念を尊重し、地域の特性に応じた計画とします。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める「市町村基本計画」を兼ねる計画とします。

#### 4 計画の期間

平成26年度を初年度とし、平成35年度までの10年間とします。なお、社会情勢や計画の進捗状況をみながら、必要に応じ見直しを行います。

ただし、目標とする指標については5年後（平成30年度）を目標値とし、5年経過時に後期の目標値を定めます。

#### 5 計画の基本理念

男女共同参画社会を実現するためには、継続的取り組みが必要です。このため、本計画では、前久慈市男女共同参画計画の基本理念を継承し、個人の人権が尊重され、男女が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、さらに推進します。

### 基本理念 『男女がともに輝き、こころ豊かなまちづくり』

#### 6 計画の基本目標

計画の基本理念に基づき、次の5つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の形成を推進します。

基本目標Ⅰ ともに、思いやり、認め合うまちをつくろう

基本目標Ⅱ ともに、参画するまちをつくろう

基本目標Ⅲ ともに、ワークライフバランスをすすめよう

基本目標Ⅳ ともに、支え合うまちをつくろう

基本目標Ⅴ ともに、DVのない家庭・まちをつくろう





# 第2章

## 計画の体系

計画体系一覧

基本理念	【基本目標】	【施策の方向】	【具体的な取り組み】
<p>男女がともに輝き、こころ豊かなまちづくり</p>	<p>I ともに、思いやり、認め合うまちをつくらう</p>	<p>1 男女共同参画についての理解の促進</p> <p>2 人権と個性が尊重される教育の充実</p> <p>3 固定的な性別役割分担意識の是正</p>	<p>【具体的な取り組み】</p> <p>(1) 男女共同参画推進のための広報・啓発活動</p> <p>(2) 男女共同参画推進のための講座等の開催</p> <p>(3) 男女共同参画推進のための生涯学習の支援</p> <p>(4) 男女共同参画に関する意識調査の実施</p> <p>(1) 人権教育、男女平等教育の推進</p> <p>(2) 男女共同参画の意識を高めるための講座等の開催</p> <p>(3) 男女共同参画の意識を高めるための生涯学習の支援</p> <p>(1) 固定的性別役割分担意識見直しのための広報・啓発活動</p> <p>(2) 固定的性別役割分担意識見直しのための講座等の開催</p> <p>(3) 固定的性別役割分担意識見直しのための生涯学習の支援</p>
	<p>II ともに、参画するまちをつくらう</p>	<p>1 人材の育成</p> <p>2 男女共同参画の視点に立った意識改革</p> <p>3 政策・意思決定過程への女性の参画</p> <p>4 あらゆる分野への男女の参画機会の確保</p>	<p>(1) 児童・生徒へのキャリア教育支援</p> <p>(2) 就業・就業継続・再就職支援</p> <p>(3) ひとり親家庭等への自立支援</p> <p>(4) 高齢者、障がい者への自立支援</p> <p>(5) 事業所等への意識啓発</p> <p>(6) 安心して働ける雇用環境や待遇の確保に向けた広報・啓発活動</p> <p>(1) 男女共同参画の視点で気づきや見直しを促すための広報・啓発活動</p> <p>(2) 男女共同参画の視点で気づきや見直しを促すための講座等の開催</p> <p>(1) 審議会・委員会等への女性の登用の促進</p> <p>(2) 事業所等への男女共同参画の促進</p> <p>(3) 女性の社会参画に対する理解と協力のための広報・啓発活動</p> <p>(1) 平等な参画機会の確保</p> <p>(2) 国際理解と国際交流の推進</p>
	<p>III ともに、ワークライフバランスをすすめるよう</p>	<p>1 ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現</p> <p>2 子育てや介護と両立できる職場づくりの支援</p>	<p>(1) 家族経営協定の推進</p> <p>(2) 事業所等へのワークライフバランスの実現に向けた意識啓発</p> <p>(3) ワークライフバランスの実現に向けた広報・啓発活動</p> <p>(4) ワークライフバランスの実現に向けた講座等の開催</p> <p>(1) 保育事業及び子育て支援事業の充実</p> <p>(2) 介護サービス事業の充実</p> <p>(3) 事業所等への意識啓発</p> <p>(4) 育児・介護休業制度の周知及び就業規則等への制度化の推進</p> <p>(1) 市職員の体制と研修</p> <p>(2) 防災知識の普及、訓練</p> <p>(3) 自主防災組織における女性の参画促進</p> <p>(4) 支援者（民生児童委員・自主防災組織・ボランティア等）への啓発と支援</p> <p>(5) 平常時から災害時要援護者（要介護高齢者・障がい者等）との関係づくり</p> <p>(6) 災害時要援護者台帳の整備、活用</p>
	<p>IV ともに、支え合うまちをつくらう</p>	<p>1 男女共同参画の視点からの防災対策の推進</p> <p>2 地域活動における男女共同参画の促進</p> <p>3 男女共同参画を推進する市民活動への支援</p>	<p>(1) 市民館事業等による地域活動を通じたの普及、啓発活動</p> <p>(2) NPO、事業所、学校、その他の団体等に対する男女共同参画の意義の普及、啓発活動</p> <p>(1) 男女共同参画を推進する人材の養成と活動支援</p> <p>(2) 行政、企業、地域団体、住民等の連携・協働の推進</p> <p>(1) 暴力の根絶に向けた広報・啓発活動</p> <p>(2) 相談窓口の周知</p> <p>(3) 若年層への教育、啓発活動</p> <p>(1) 相談体制の強化</p> <p>(2) 関係機関との連携強化</p> <p>(3) 被害者に対する就労支援</p>
	<p>V ともに、DVのない家庭・まちをつくらう</p>	<p>1 パートナーに対する暴力の根絶</p> <p>2 DV被害者への支援</p>	<p>(1) 暴力の根絶に向けた広報・啓発活動</p> <p>(2) 相談窓口の周知</p> <p>(3) 若年層への教育、啓発活動</p> <p>(1) 相談体制の強化</p> <p>(2) 関係機関との連携強化</p> <p>(3) 被害者に対する就労支援</p>



# 第3章

## 計画の内容

## 基本目標Ⅰ ともに、思いやり、認め合うまちをつくろう

男女共同参画社会は、基本的人権の尊重と男女平等の実現を前提としています。一人ひとりが尊重される男女共同参画社会を実現するためには、男女平等に向けた意識づくりが必要です。それぞれの多様な価値観や生き方、個性の違いを認め、お互いの意思を尊重し、平等な社会づくりを推進します。

### 施策の方向

#### (1) 男女共同参画についての理解の促進

##### 【現状と課題】

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、その個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な生き方が尊重されなければなりません。男女共同参画社会を実現するためには、男女平等に向けた意識改革が必要であり、これまでも様々な事業を通じ、性別による役割分担意識などの固定的な考え方の見直しを進めてきました。

平成24年度に、久慈市が実施した『第2次男女共同参画計画策定に係る意識調査』(以下「意識調査」)によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感しない」と答えた方は、平成14年度調査に比べ、21.9ポイント増え、6割以上の方が否定していますが、また「同感する」と答えた方も増えています。平成14年度調査以降、「同感する」と肯定する人の割合はほとんど変化がなく、性別による固定的な役割分担意識は依然として根強く残っているのが現状です。(図1)

長い時間をかけて形成された固定的性別役割分担意識<sup>\*1</sup>は、一朝一夕に払拭できるものではありませんが、自ら希望するライフスタイルを主体的に選択できるよう、市民や企業など、社会を構成するあらゆる人々が、性別にとらわれない生き方や社会への参画の必要性についての認識を持ち、理解を深めることは、男女共同参画社会を実現するうえでの基盤であり、社会の持続的な発展には不可欠です。

また、中高生を対象として行った「意識調査」によると、男女共同参画に関連した言葉で、見たり聞いたりしたことがある言葉は、中高生全体では、「DV防止法」が最も高く、続いて、「男女共同参画社会基本法」、「育児・介護休業法改正」となっています。しかしながら、「男女共同参画社会基本法」については、高校生の8割が知っていたのに対し、中学生は、男子が13.9%、女子が21.3%にとどまっています。(図2)項目により認知度に差や、中学生と高校生との間で認知度に差がありました。

男女共同参画社会を進めるうえで、各世代やライフステージに応じ、学習の場や参加できる機会を設けることも必要です。あらゆる人々に、男女共同参画についての理解が促進されるよう取り組みを進めます。

\*1 「男は仕事、女は家庭」、「男は主要な業務、女は補助的業務」などに表されるように、性別によって役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする考え方。

【具体的な取り組み】

- 男女共同参画推進のための広報・啓発活動
- 男女共同参画推進のための講座等の開催
- 男女共同参画推進のための生涯学習の支援
- 男女共同参画に関する意識調査の実施

図1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について（年度別）

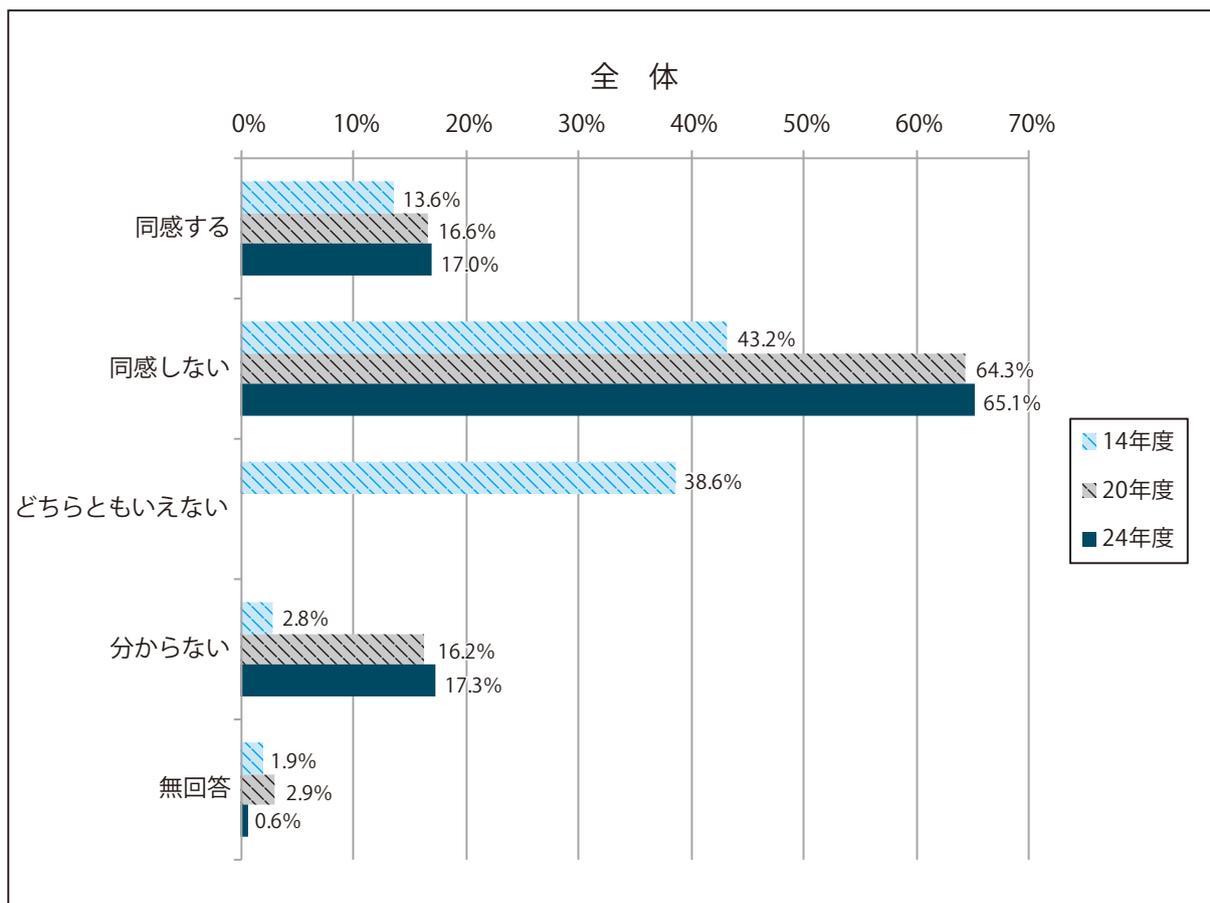
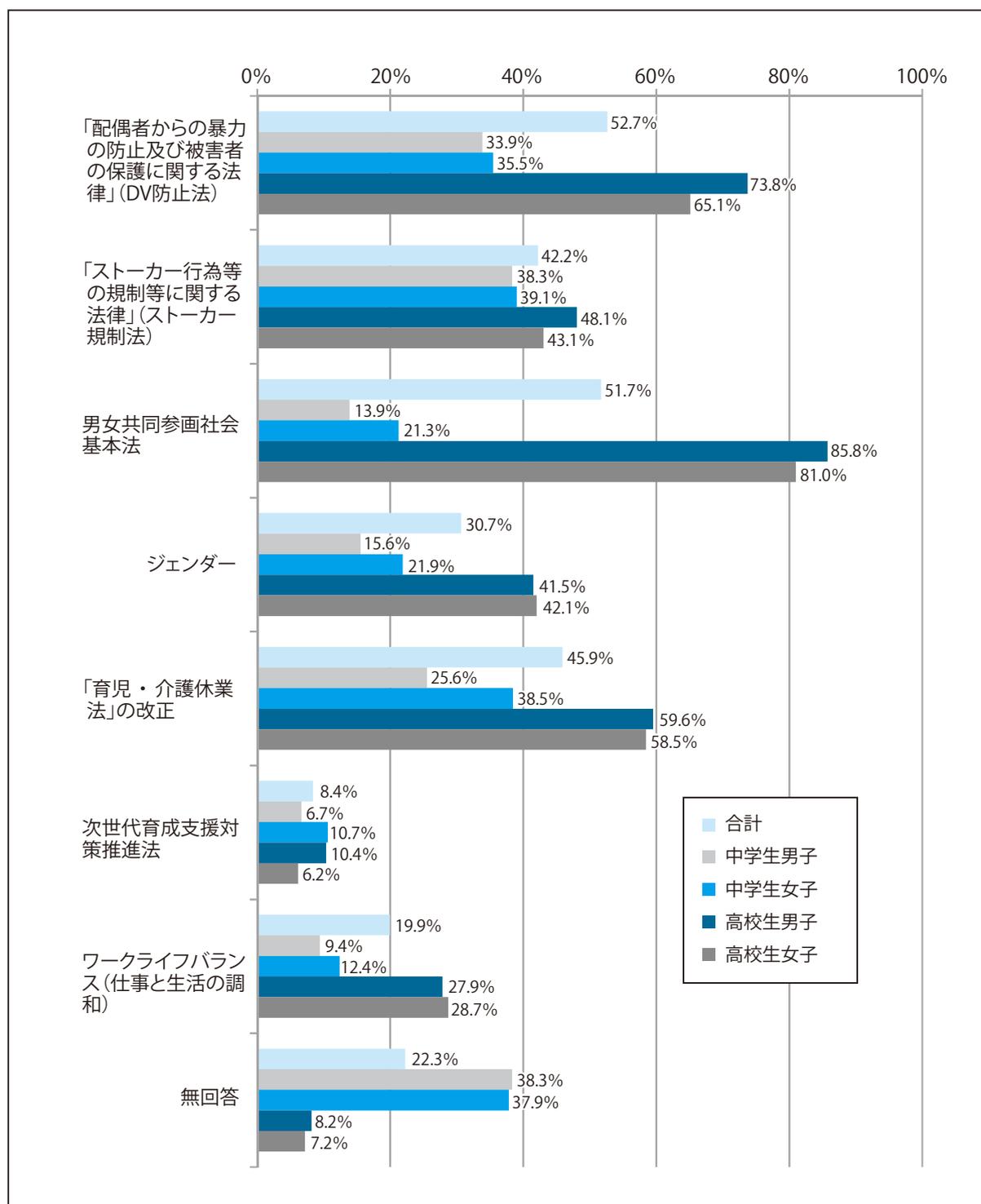


図2 男女共同参画に関連する言葉の認知度について（複数回答）（中高生）



## (2) 人権と個性が尊重される教育の充実

### 【現状と課題】

男女がともに、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を実現するために、そして、次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮できるように、学校、地域、家庭において、男女共同参画の考え方や、将来を見通した自己形成ができるよう取り組みを進めることが必要で

す。

中高生を対象として行った「意識調査」によると、「女（男）だから、〇〇しなさい」と言われたことがあるかという問に対して、4割程度が言われたことがあると回答しています。（図3）男女別では、「泣いたこと」が33.1ポイント、「勉強」が23.0ポイント、男子が女子より高い数値となり、女子では「言葉づかい」が40.4ポイント、「すわり方」が33.0ポイント、男子より高い数値となっています。（図4、図5）「誰に言われることが多いか」という問には、「母」が最も高く、続いて「父」、「祖母」となっています。（図6）これらのことから、固定的役割分担意識は、子どもの時から、無意識にしつけ、生活環境の中から生まれていることが推測されます。

男女平等の意識や人権尊重の意識を育むためには、幼少期からの家庭環境や学習環境、生涯学習の果たす役割が大きく、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ることが必要です。また、幼少期において、子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながります。

子どもの頃からの教育や学習をもとに、引き続き社会や家庭において、一人ひとりが男女共同参画意識を持って生活することが重要であり、成人後も多様な生き方や社会のあらゆる分野への参画が選択できるよう、生涯を通じて、ライフステージに応じたきめ細かな学習機会を提供していきます。

【具体的な取り組み】

- 人権教育、男女平等教育の推進
- 男女共同参画の意識を高めるための講座等の開催
- 男女共同参画の意識を高めるための生涯学習の支援

図3 「女（男）だから、〇〇しなさい」と言われたことがあるか（中高生）

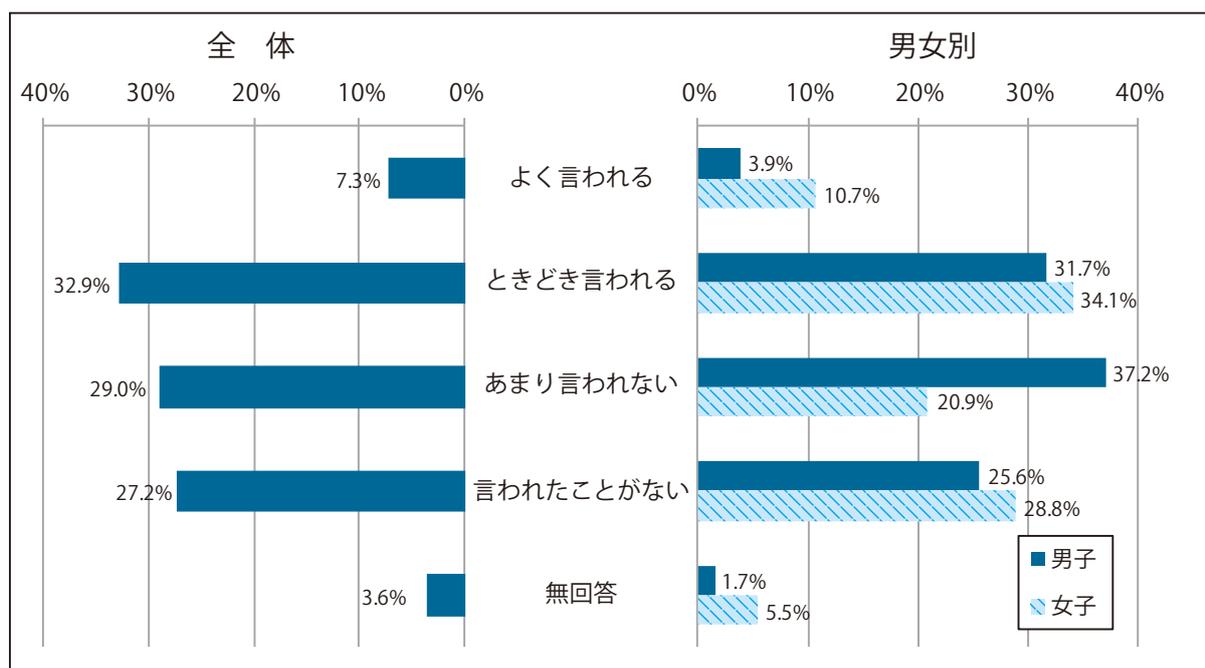


図4 「女（男）だから、〇〇しなさい」と言われたことがあるか（中高生男子）

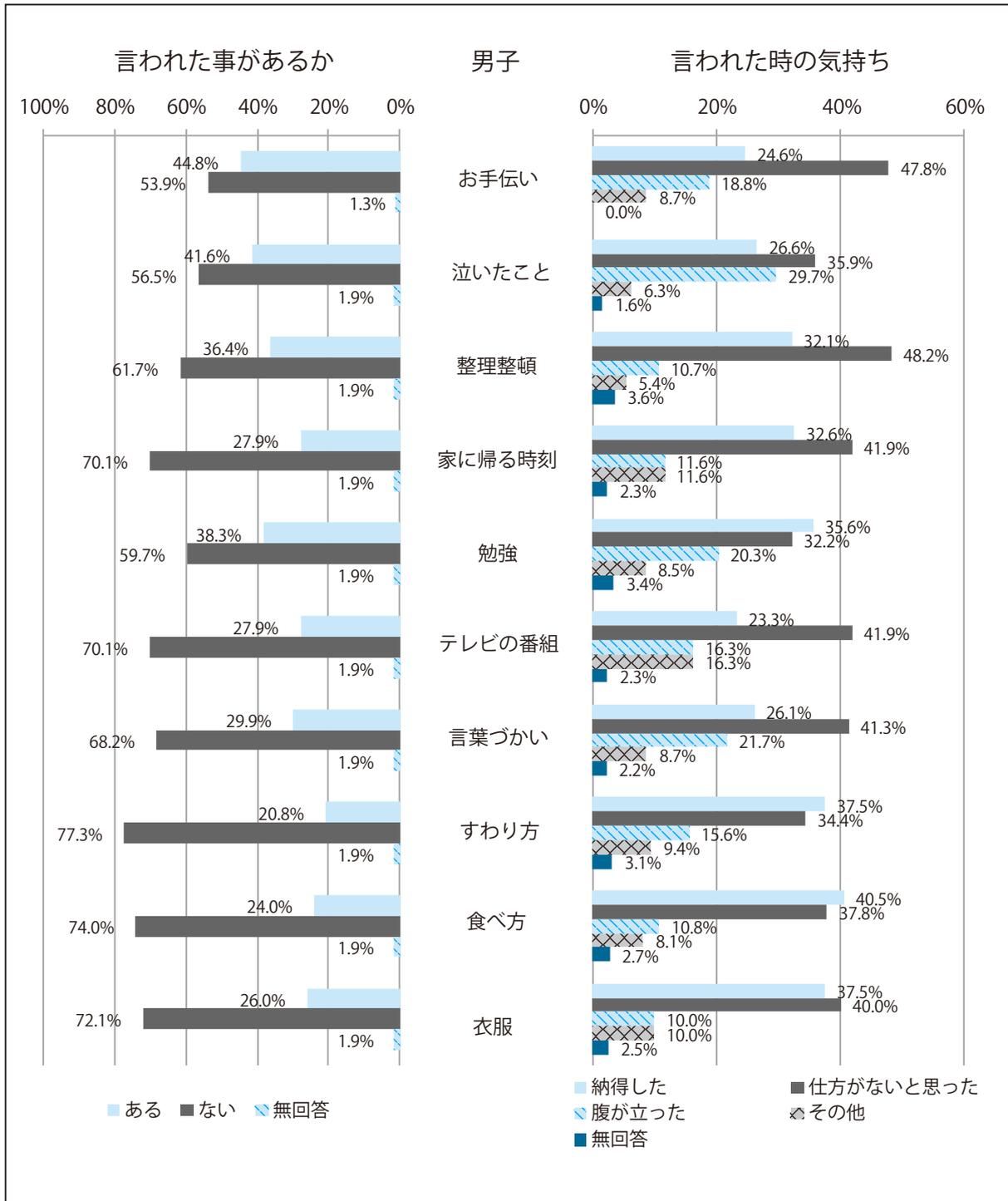


図5 「女（男）だから、〇〇しなさい」と言われたことがあるか（中高生女子）

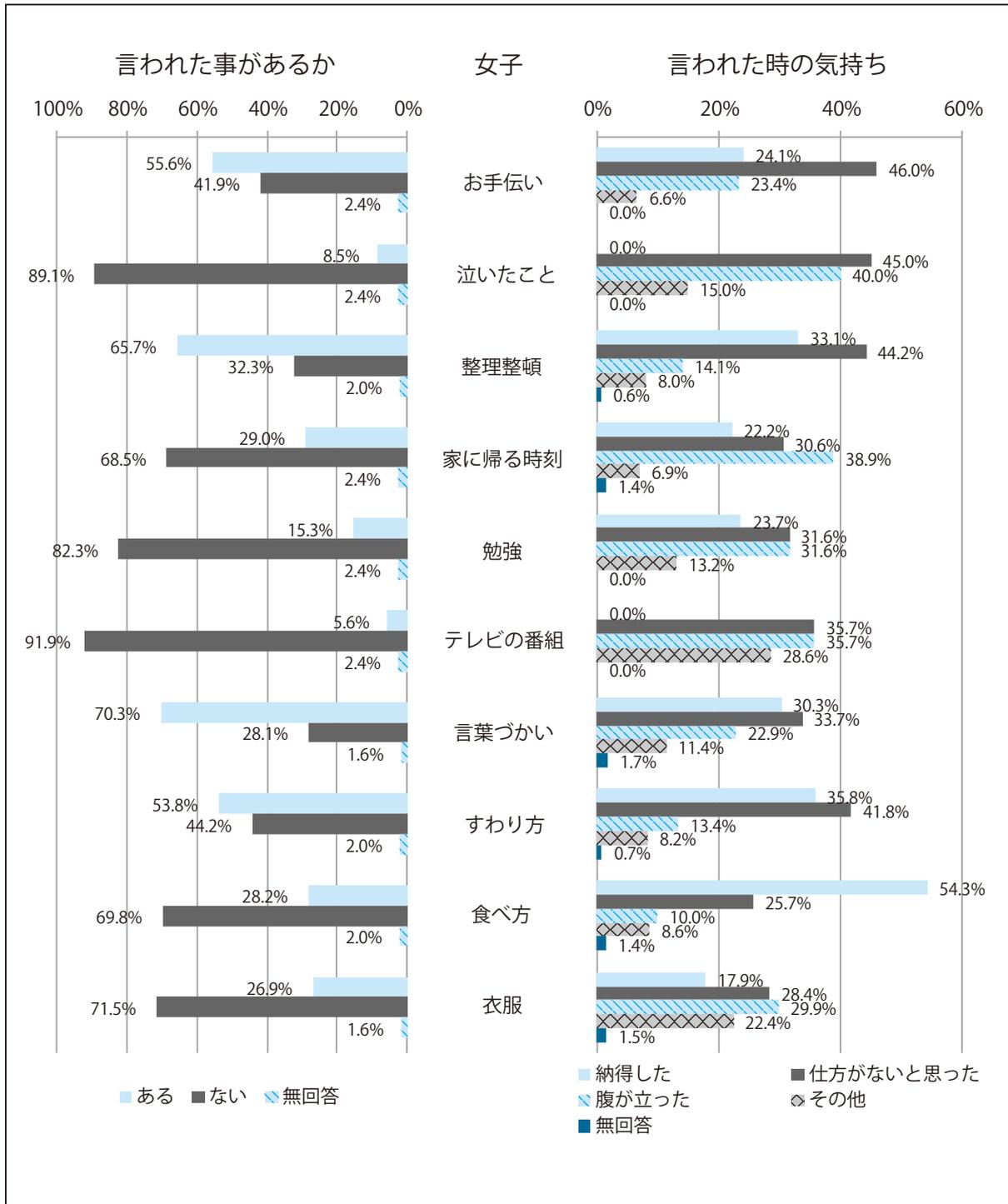
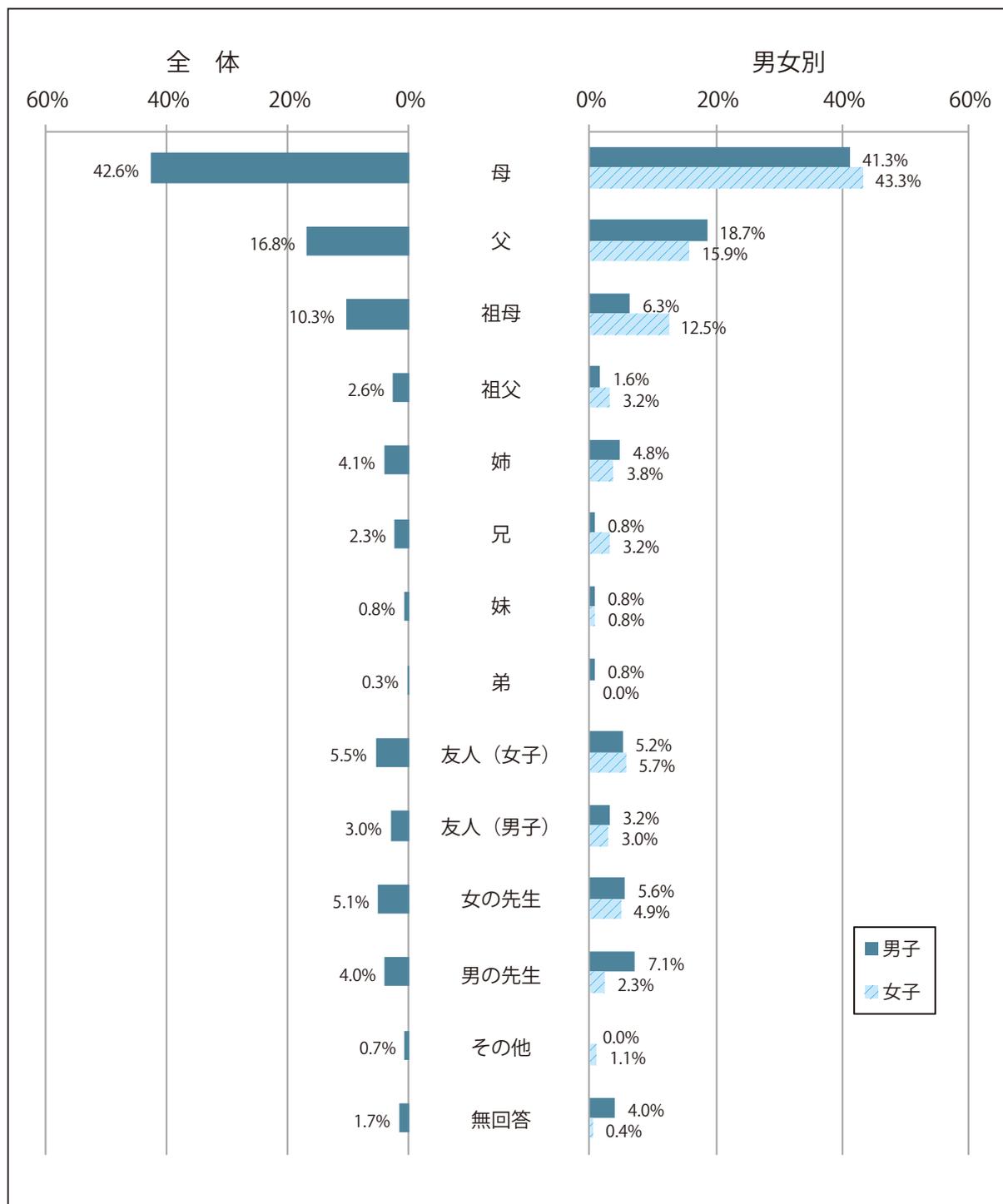


図6 「女（男）だから、〇〇しなさい」と誰から言われることが多いか（中高生）



### (3) 固定的な性別役割分担意識の是正

#### 【現状と課題】

「男は仕事、女は家庭」といった「固定的性別役割分担意識」は男女共同参画社会の実現に向けた大きな障害の一つとなっています。人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく「固定的性別役割分担意識」は、時代とともに変わりつつありますが、今も依然として根強く残っています。

「意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、男性の26.6%、女性の10.4%が「同感する」と答え、男性により強く残っていることが分かります。(図7、図8)

また、家庭内での男女の役割分担については、「家庭の問題における最終的な決定をする」以外の家事育児全般で、「主に妻が行っている」と回答した人の割合が高く、久慈市での家庭状況を見ると、家事、育児、高齢者の介護等の多くは、女性が担っている現状があります。(図9)

各世代で共働きが増加する中、男性、女性とも家族の一員として責任を果たし、性別で役割を固定的に考えるのではなく、仕事や家事、育児など、今まで以上に広い分野で、男性と女性が協力し合うことが必要な時代になってきています。一人ひとりに、それぞれの個性や能力、その人らしさがあります。男女がお互いを認め合いながら個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を形成するために、一人ひとりの意識改革を進めることが必要です。

#### 【具体的な取り組み】

- 固定的性別役割分担意識見直しのための広報・啓発活動
- 固定的性別役割分担意識見直しのための講座等の開催
- 固定的性別役割分担意識見直しのための生涯学習の支援

図7 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

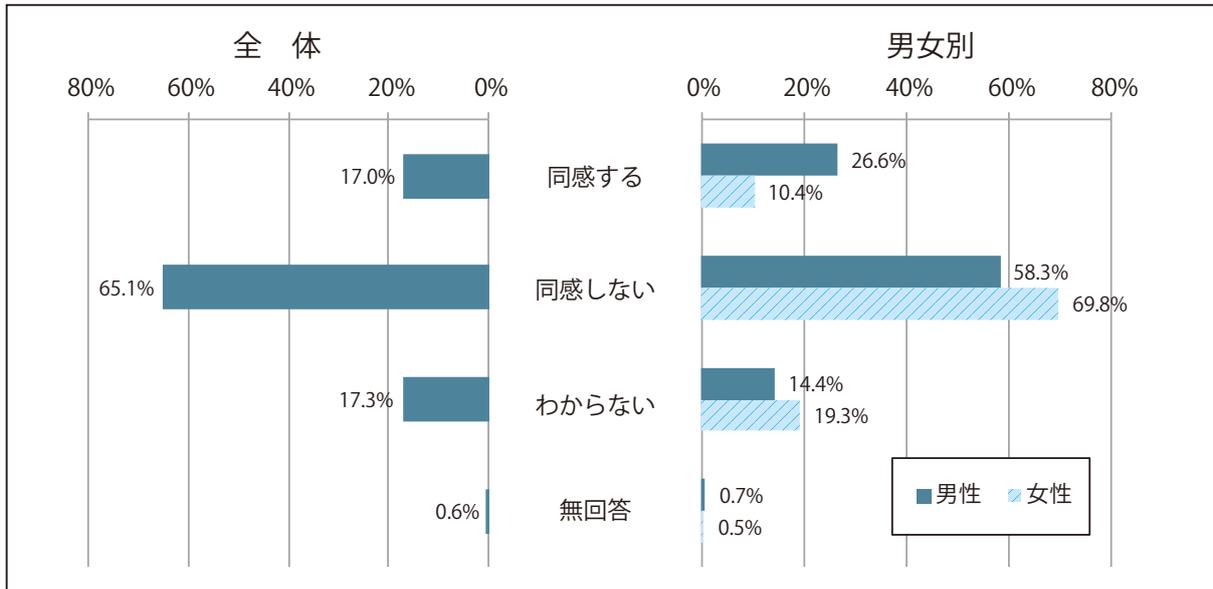


図8 「男は仕事、女は家庭」という考え方について（男女年代別）

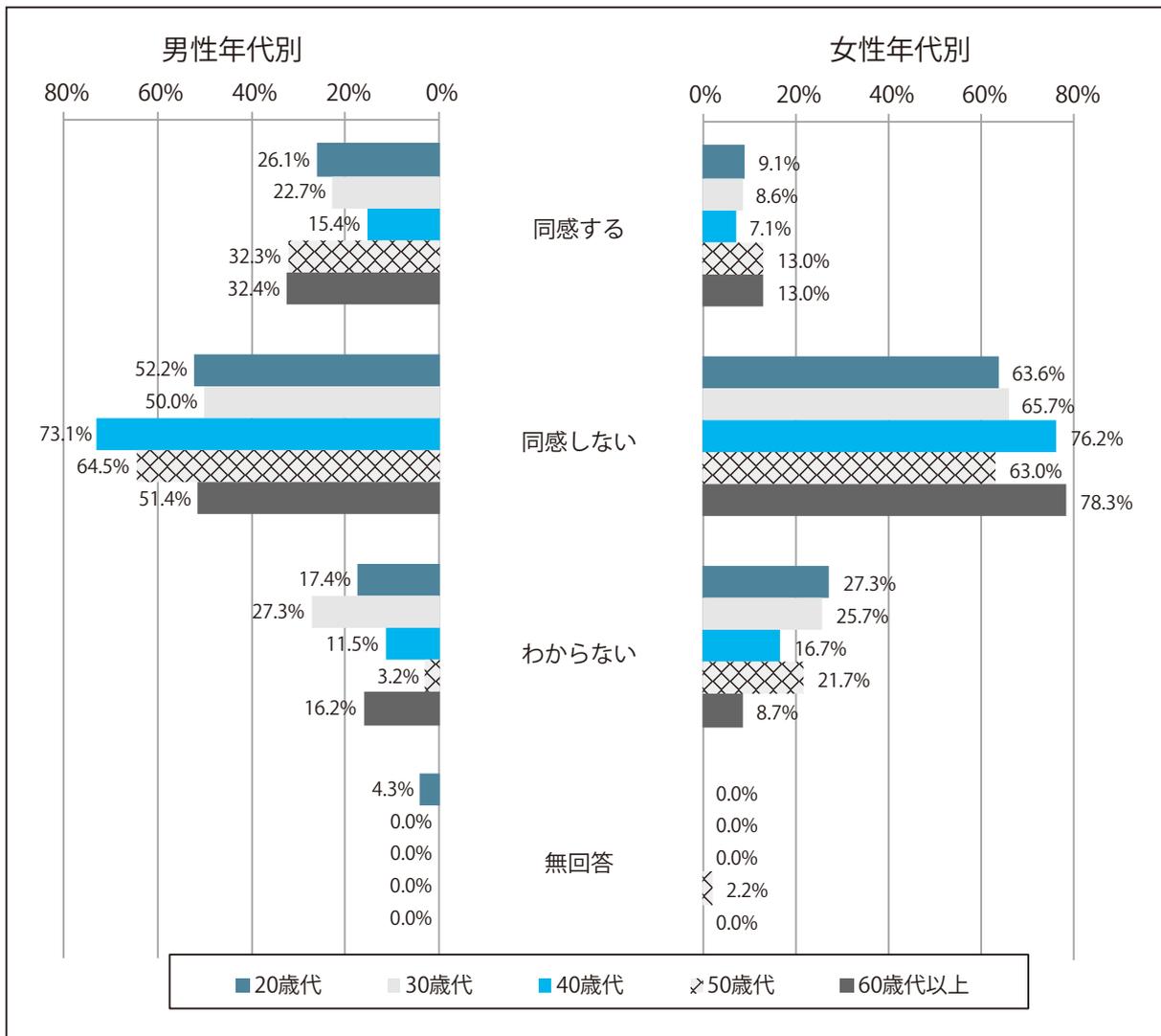
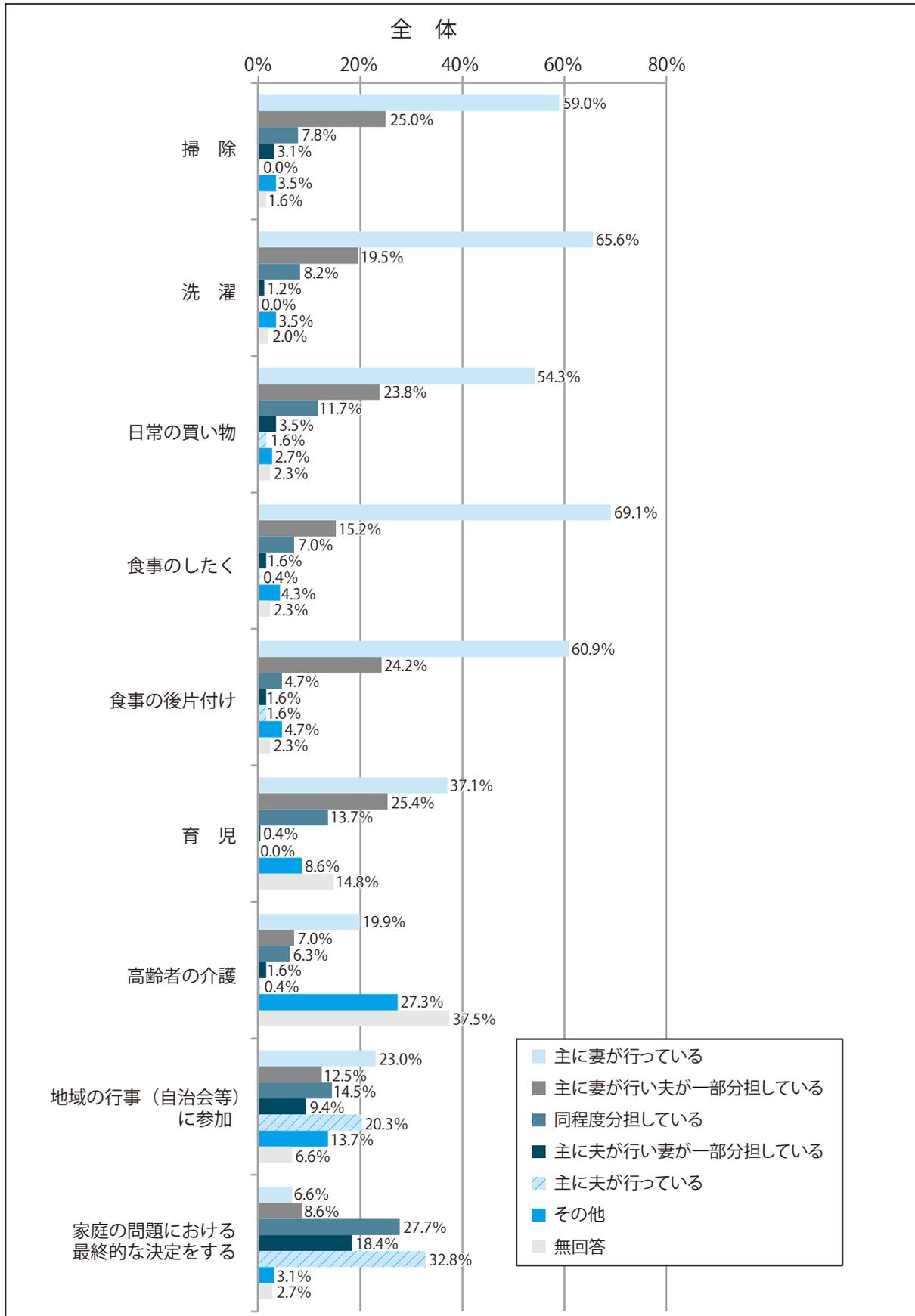


図9 家庭における仕事の分担について



## 基本目標Ⅱ ともに、参画するまちをつくろう

少子高齢化や人口減少、長引く景気の低迷など社会状況が大きく変化する中、多様な人材を活用することは社会の活性化にとって不可欠です。将来にわたり、活力ある経済社会を創造していくために、ダイバーシティの考え方\*<sup>2</sup>に基づき、多様な人材の能力を活用するとともに、多様な視点を導入し、新たな発想を取り入れていくことが重要です。こうした観点から、あらゆる分野への多様な人材の参画を推進します。

\* 2 性別、年齢、国籍、ライフスタイル、障害や価値観・発想等にとらわれずに、多様な人材を生かし、それぞれが最大限の能力を発揮できるようにしようという考え方。

### 施策の方向

#### (1) 人材の育成

##### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合うことが求められています。しかしながら、厳しい雇用環境や、結婚や出産などで一旦仕事からはなれた場合の再就職の難しさなど、若者、女性をはじめとした働く意欲を持つ人々が能力を十分に発揮できる環境にあるとは言えません。

若者、女性をはじめとした多様な人材の活用は単なる人材確保の手段ではなく、新しい発想や能力を活用することにより社会経済の活性化につながります。持てる能力と意識を高め、あらゆる分野でその能力を発揮できるよう人材育成を積極的に進めるとともに、職場環境づくりへの支援をしていくことが必要です。

また、子育てと就労の両立が難しいことなどから、貧困など生活上の困難を抱えるケースが多くなっています。貧困率は、ほとんどの年齢層で男性に比べ女性が高く、特に高齢単身女性世帯やひとり親世帯で高いという特徴があります。女性の就労継続や再就職の支援、生活上の困難に直面しやすい高齢者、障がい者、ひとり親家庭等への支援が必要です。

##### 【具体的な取り組み】

- 児童・生徒へのキャリア教育支援
- 就業・就業継続・再就職支援
- ひとり親家庭等への自立支援
- 高齢者、障がい者への自立支援
- 事業所等への意識啓発
- 安心して働ける雇用環境や待遇の確保に向けた広報・啓発活動

## (2) 男女共同参画の視点に立った意識改革

### 【現状と課題】

社会のあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画するためには、幅広い世代への意識啓発を図るとともに、制度や慣習、しきたりを男女共同参画の視点に立って、見直していく必要があります。「意識調査」において、男女の地位の平等感について聞いたところ、「社会通念、慣習、しきたりなど」に関しては、75.1%が「男性の方が優遇」と回答しており、男女の不平等感は根強く残っています。(図 10)

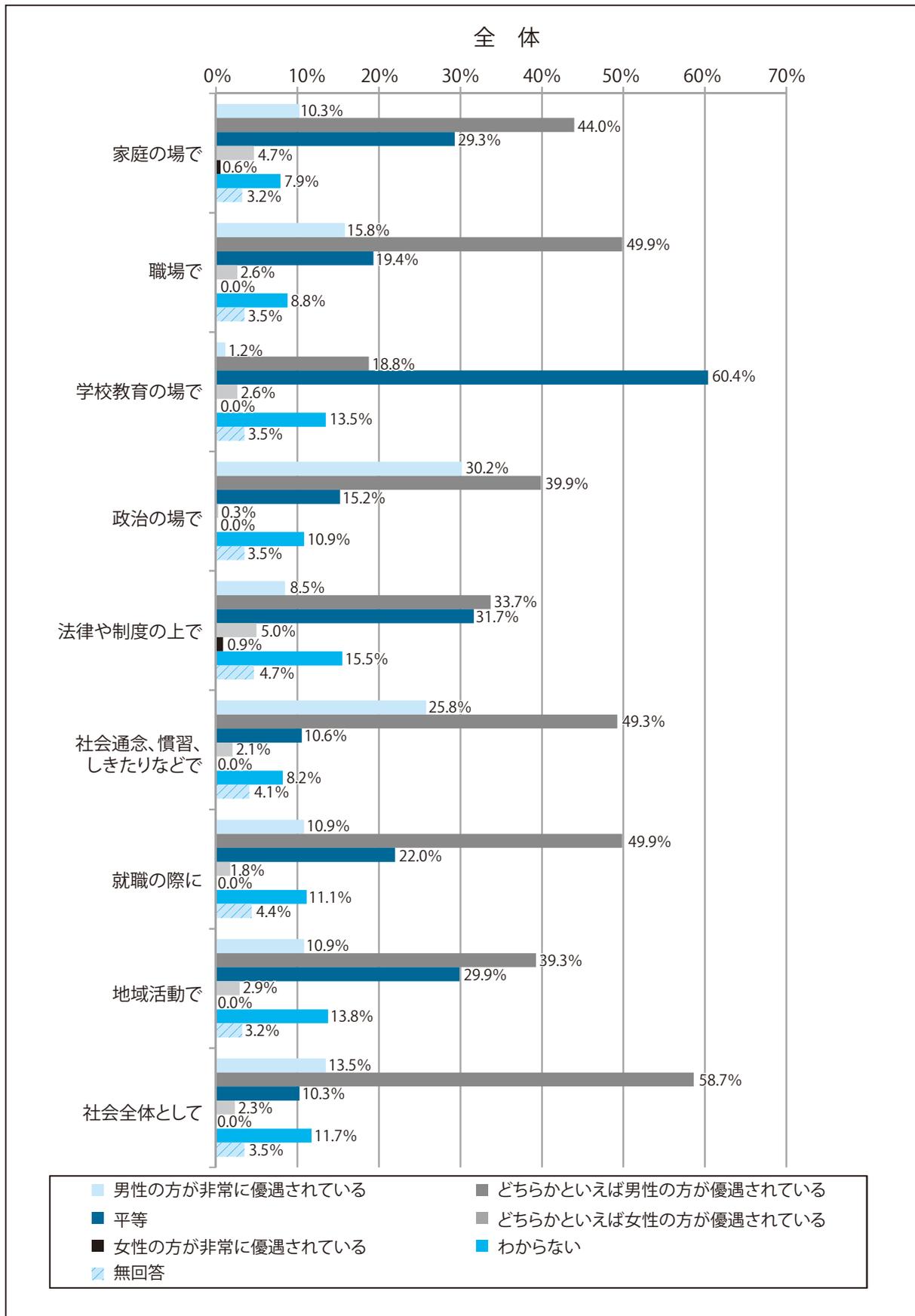
男女がともに支えあう社会をつくっていくためには、身近なところから男女共同参画の意識を広げる取り組みを進める必要があります。

### 【具体的な取り組み】

- 男女共同参画の視点で気づきや見直しを促すための広報・啓発活動
- 男女共同参画の視点で気づきや見直しを促すための講座等の開催



図10 今の社会で男女の地位が平等になっていると思うか



### (3) 政策・意思決定過程への女性の参画

#### 【現状と課題】

男女共同参画による調和の取れた豊かな社会を実現するためには、社会的意思決定の場を含めあらゆる分野に男女が平等に参画し、積極的に意見を述べ、社会づくりに関わっていくことが重要です。各種審議会や委員会の委員、組織や団体の代表、あるいは職場での管理職など女性の占める割合は増えていますが、特に政策・意思決定過程の場へより多くの女性の登用が望まれます。

久慈市における各種審議会・委員会などの女性委員の登用状況は、平成25年4月現在34.5%であり、徐々に上昇しています。今後さらに、女性の職場進出が進むとされる中、豊かな発想や能力を生かし、政策・意思決定の場へ女性が参画することが、ますます期待されます。各種審議会・委員会などにおける女性委員の登用の比率をさらに高め、意思決定の場への参画を推進していく必要があります。また、女性自身も社会の担い手として、参画意識をもち積極的にその実現に向けて努力することも必要です。

#### 【具体的な取り組み】

- 審議会・委員会等への女性の登用の促進
- 事業所等への男女共同参画の促進
- 女性の社会参画に対する理解と協力のための広報・啓発活動

### (4) あらゆる分野への男女の参画機会の確保

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合うことが求められています。将来にわたり、活力ある経済社会を創造していくために、多様な人材の能力を活用するとともに、多様な視点を導入し、新たな発想を取り入れていくことが重要です。

また、政治や経済、文化などあらゆる分野で国際化が進む中、国際社会の取り組みや、多様な文化、伝統、習慣の違いなどを理解し、人種や国籍などによらず、お互いの人権を尊重することも求められます。

私たちは、家庭、地域、職場、社会活動等、あらゆる分野の中に身を置き、暮らしています。男女共同参画を推進するうえで、このようなすべての分野において、性別にとらわれることなく、男女がともに力を出し合い、責任を担うことが必要です。

意識調査において、「あらゆる分野において男女共同参画社会を実現するために行政に対する要望」としては、「家事や子育て・介護などを両立できるような支援、サービスの充実」が最も多く、続いて「企業や行政がワークライフバランスを積極的に進める」となっており、これらについては、より一層、取り組みを強化し、あらゆる分野への男女の参画機会の確保に努めます。(図11)

【具体的な取り組み】

- 平等な参画機会の確保
- 国際理解と国際交流の推進

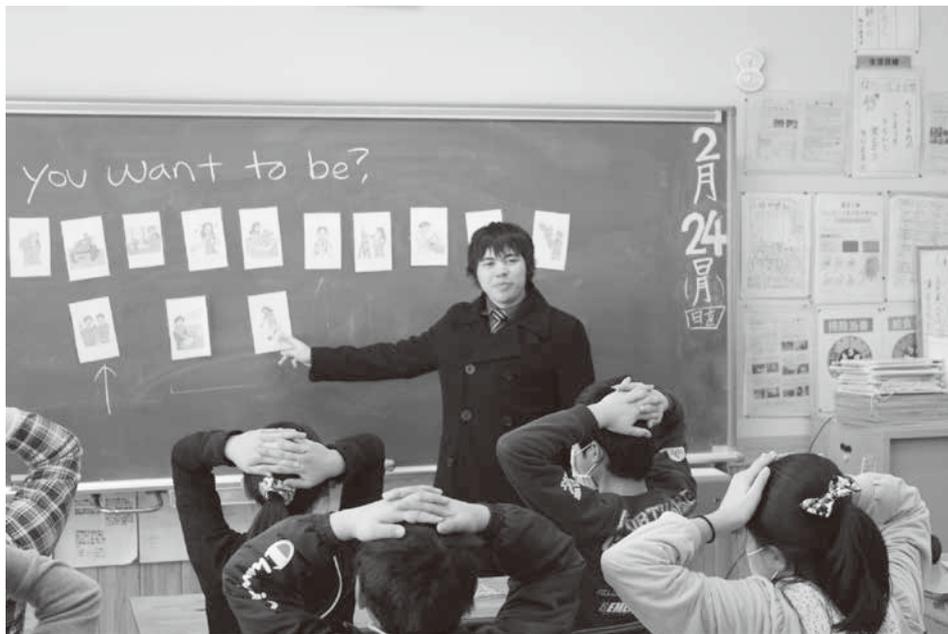
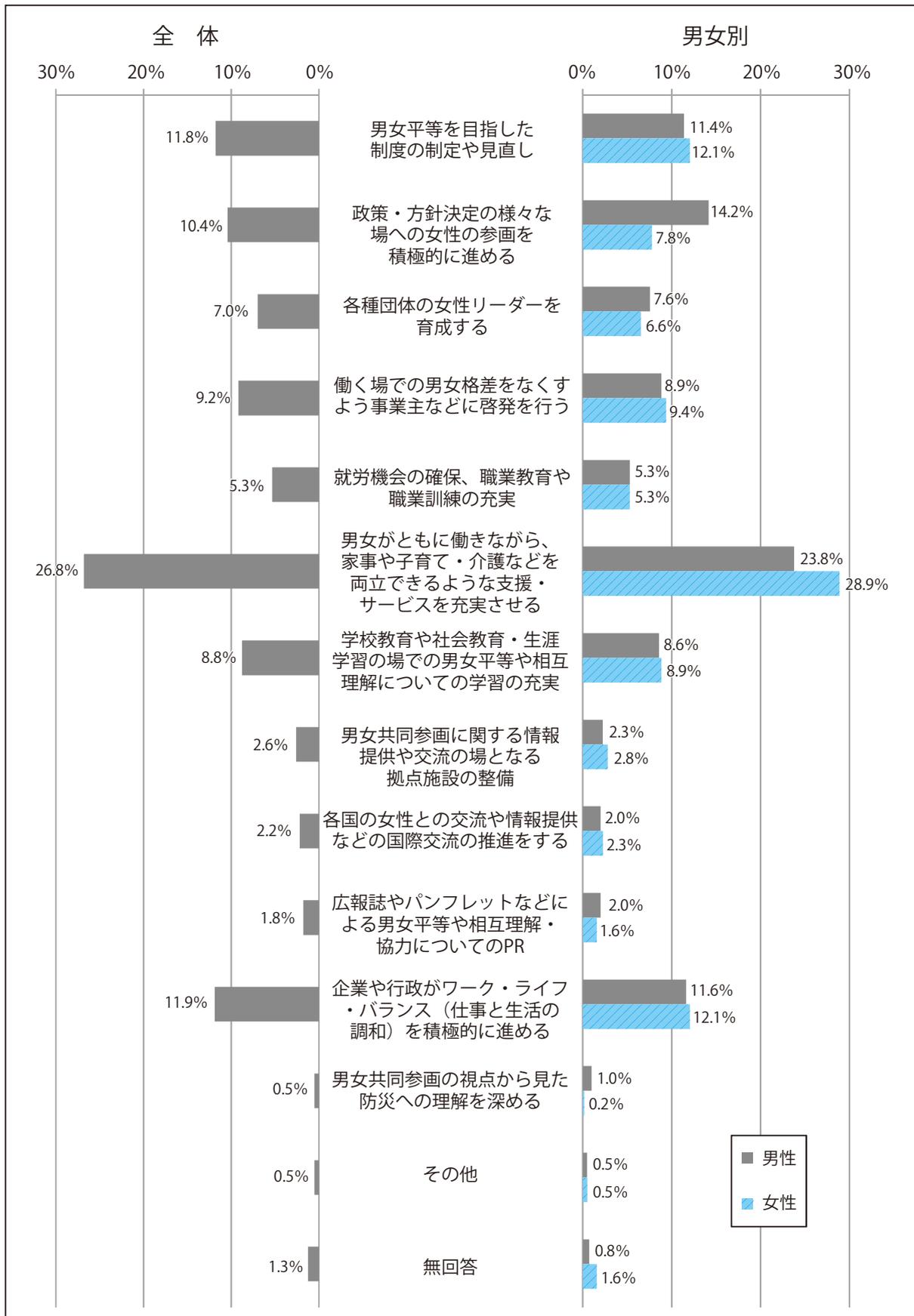


図11 あらゆる分野において男女共同参画社会を実現するために行政に対する要望



## 基本目標Ⅲ ともに、ワークライフバランスをすすめよう

ワークライフバランス（仕事と生活の調和）は、人々の健康を維持し、趣味や学習、地域社会への参画等を可能にするとともに、育児、介護も含め、家族が安心して暮らしていくうえで、重要なものです。仕事と家庭、地域活動の両立が可能になるよう、ワークライフバランスの実現に向けた環境づくりを推進します。

### 施策の方向

#### （１）ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現

##### 【現状と課題】

男性の長時間労働等を背景に、仕事と子育てや親の介護との両立に悩んだり、仕事と家庭生活の間で問題を抱えている人が多く見られます。仕事と生活を両立させたいという希望はあるものの、仕事あるいは家庭生活のいずれかを優先せざるを得ないという状況も多くあります。

ワークライフバランスの実現は、男女がともに働きやすくなることで、様々な分野への参画と能力発揮を促進します。また、仕事と家庭生活やその他の活動との両立を図ることは、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするなど個人の生活を充実させるとともに、企業の生産性の向上にもつながり、経済社会や地域社会の活性化をもたらすことにもなります。

長時間労働を前提とした働き方の見直しや、過重な家事負担を負うことなく仕事と家庭の両立が可能になるよう、男女双方にとってワークライフバランスの実現に向けた環境づくりに取り組む必要があります。今後は、フレックスタイム制度\*<sup>3</sup>、時差出勤制度、在宅勤務制度など、仕事と家庭生活を両立するための各種制度の理解が促進されるよう努めます。

##### 【具体的な取り組み】

- 家族経営協定\*<sup>4</sup>の推進
- 事業所等へのワークライフバランスの実現に向けた意識啓発
- ワークライフバランスの実現に向けた広報・啓発活動
- ワークライフバランスの実現に向けた講座等の開催

\* 3 1カ月以内で一定期間の総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を自分で選択して働ける制度。

\* 4 家族間で、農業経営等に関する基本的事項や生活に関する事項を合意に基づいて取り決めること。協定内容としては、経営方針や役割分担、給料や休日などの就業条件などがある。

## (2) 子育てや介護と両立できる職場づくりの支援

### 【現状と課題】

少子高齢化による労働力不足が懸念される中、働きたい人が性別にかかわらずその能力を発揮でき、仕事と育児・介護などの家庭生活を両立できるようにすることは、将来にわたり活力ある経済社会を維持するためにも、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を分かち合える社会を形成するうえでも、非常に重要な課題となっています。

「意識調査」による行政に対する要望としては、「男女が働きながら、家事や子育て・介護などを両立できるような支援、サービスを充実させたい」という声が最も多く（図11）、家事等を分担しながら、仕事と家庭の両立ができるよう、保育や介護など社会的支援体制を拡充するとともに法や制度による休業を取得しやすい職場の環境づくりや労働時間の見直しなど、家庭生活にゆとりのある働き方が望まれています。

働きながら子育てや介護等を両立するため、保育サービスや介護サービスの充実等、環境の整備を図るとともに、働きやすい職場環境づくりへの支援について取り組みを進める必要があります。

### 【具体的な取り組み】

- 保育事業及び子育て支援事業の充実
- 介護サービス事業の充実
- 事業所等への意識啓発
- 育児・介護休業制度の周知及び就業規則等への制度化の推進



## 基本目標Ⅳ ともに、支え合うまちをつくろう

地域の様々な活動に男女共同参画の考え方が反映され、男女の参画による地域づくりを行っていくことが重要です。男女がともに支え合い、地域づくりを担っていくため、身近なところから男女共同参画の意識を広げる取り組みを進めます。

### 施策の方向

#### (1) 男女共同参画の視点からの防災対策の推進

##### 【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、久慈市においても甚大な被害があり、避難所の運営をはじめ、様々な被災者支援の中で、女性や高齢者等への対応について多くの課題が明らかになり、男女のニーズの違いに配慮するなど細やかな視点での対応が求められました。

平成23年12月及び平成24年9月の中央防災会議において防災基本計画が修正され、避難所での女性や子育て家庭のニーズへの配慮や、応急仮設住宅の運営管理及び復旧・復興の場における女性の参画の推進等が位置づけられました。

近年、国際社会において、「災害リスク軽減」\*<sup>5</sup>という考え方とともに、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であることが強調されています。

平常時から、男女共同参画の視点からの災害対応等について、理解しておくことが重要です。市では、これらの考え方にに基づき、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等の多様な視点を反映した防災対策を進めていきます。

\* 5 災害が起こる前に、災害に対する悪影響や被害を防ぐ、または最小限にすることを目的とした対策を講じるという考え方

##### 【具体的な取り組み】

- 市職員の体制と研修
- 防災知識の普及、訓練
- 自主防災組織における女性の参画促進
- 支援者（民生児童委員・自主防災組織・ボランティア等）への啓発と支援
- 平常時からの災害時要援護者（要介護高齢者・障がい者等）と支援者との関係づくり
- 災害時要援護者台帳の整備、活用

#### (2) 地域活動における男女共同参画の促進

##### 【現状と課題】

すべての人々にとって住み良いまちづくりのためには、地域コミュニティの強化、防災、防犯、環境保全、子育て支援など、地域の課題解決に向けた様々な活動が、男女共同参画の

視点で行われることが重要です。また、少子高齢化社会の進展とともに、地域の抱える課題が多様化・複雑化している中で、地域が主体的に課題解決に取り組めるよう、町内会をはじめとした地域の各団体が連携し、それぞれが力を十分に発揮していくことがより一層求められています。

男女がともに豊かに暮らせる社会を実現していくために、地域活動への男女双方の参画、方針決定過程における女性の参画についての意識啓発をさらに進めるとともに、市民の日々の生活を取り巻く身近な場から男女共同参画を推進し、地域力の向上を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

- 公民館事業等による地域活動を通じての普及、啓発活動
- N P O、事業所、学校、その他の団体等に対する男女共同参画の意義の普及、啓発活動

### (3) 男女共同参画を推進する市民活動への支援

#### 【現状と課題】

久慈市における「男女共同参画サポーター」\*<sup>6</sup>の認定者数は、平成25年度までで31名となっています。しかしながら、久慈市においてサポーターの認定を受けた人のうち「いわて男女共同参画サポーターの会」\*<sup>7</sup>への加入状況は半数程度にとどまっており、サポーターとして男女共同参画の推進を行うなどの活動になかなかつながらない現状があります。

市民の日々の生活を取り巻く身近な場から男女共同参画を推進するうえで、サポーターの存在は欠かせないものです。男女共同参画を推進する人材の養成を行うとともに、その後の活動として、自らが企画立案、事業運営を行うなどの推進活動につながるよう支援します。

また、地域における男女共同参画を今後一層推進するためには、行政、企業、地域団体、住民等が連携、協働しながら、具体的な活動を展開していくことが重要です。これらの多様な主体が連携して、一連の取り組みを行うための仕組みづくりを推進します。

\* 6 岩手県が行う男女共同参画サポーター養成講座を受講し、県知事より認定を受けた人。地域において男女共同参画を推進する人材を育成することを目的に受講者を募集している。

\* 7 「男女共同参画サポーター」の認定を受けた人が、養成講座で得た知識と経験を基に男女共同参画への推進活動を行うための団体。久慈管内においては、「久慈ブロック」として活動している。

#### 【具体的な取り組み】

- 男女共同参画を推進する人材の養成と活動支援
- 行政、企業、地域団体、住民等の連携・協働の推進

## 基本目標V ともに、DVのない家庭・まちをつくろう

暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いを尊重し、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

暴力は、女性、男性を問わず誰に対しても、決して許されるべきではなく、すべての人が、安心、安全に暮らす権利を持っていることは、言うまでもありません。男女の人権が尊重され、あらゆる暴力がない社会づくりに向けた取り組みを進めます。

### 施策の方向

#### (1) パートナーに対する暴力の根絶

##### 【現状と課題】

DV（ドメスティック・バイオレンス）\*<sup>8</sup>とは、「配偶者やパートナーからの暴力」のことで、さまざまな形態の暴力を使い、一方が他方を支配することです。DVには、身体的暴力だけでなく、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含まれます。

意識調査によると「DVという言葉を知っている」と回答した方は、86.8%であり、前回調査の72.0%に比べて認知度は高まっています。（図12）また、「殴る、蹴る」、「殴るふりをしたり、刃物を突きつけておどす」がDVにあると回答した方は9割を超えています。これに対して、「長期間無視をする」は47.8%、「交友関係や行動を細かく監視する」は58.4%にとどまっており、精神的暴力や社会的暴力については、十分な理解が得られているとは言えません。（図13）

なお、相談窓口として知っている場所は「警察」が76.0%と多く知られており、「市役所（福祉事務所）、婦人相談員」は半数程度が知っていました。一方、1割以上の方が「相談できる窓口として知っているところはない」と回答しています。（図14）

これらのことからDVに関する理解を深めるとともに、事態が深刻化しないうちに被害者が相談できるよう、身近な相談窓口についての周知を進めます。

また、近年のインターネット社会では、技術が進化し情報が個人レベルで、容易に発信・複製・編集・共有等できるため、無意識に加害者になり、または、間接的に被害者になるケースも多く発生し、個々のプライバシーを中心とした権利が侵害される事件や、急速に普及が進んでいる携帯情報端末等により、インターネットを通じて子どもが犯罪に巻き込まれたり、有害情報に接したりすることが社会問題となっています。

若年層を対象として交際相手間の暴力に関する予防教育や、インターネット社会に対する情報モラル教育を行うなど、DV等を未然に防止するための教育や啓発にも取り組んで行く必要があります。

\* 8 配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振るわれる暴力のこと。

【具体的な取り組み】

- 暴力の根絶に向けた広報・啓発活動
- 相談窓口の周知
- 若年層への教育、啓発活動

図12 DVという言葉を知っている

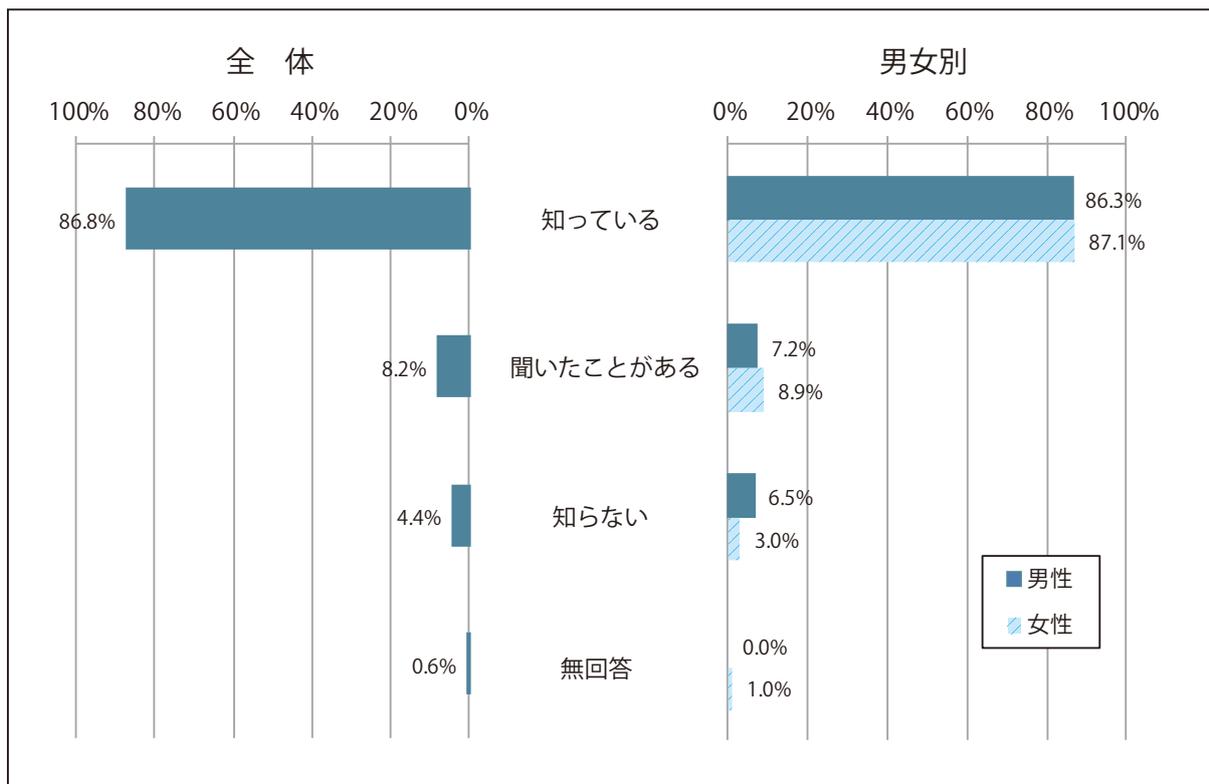


図13 DVの認知度

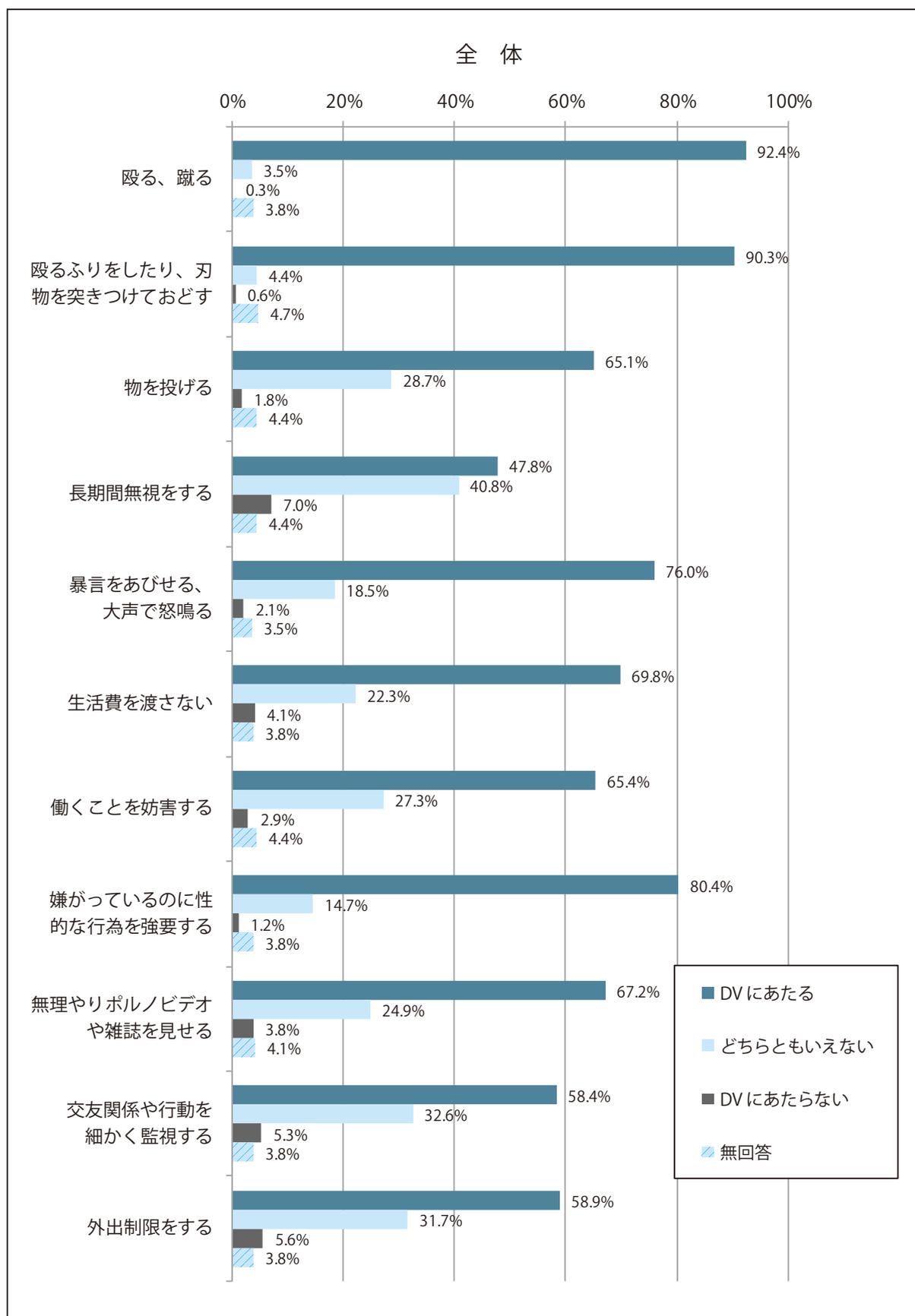


図14 DVの相談窓口として知っている場所（複数回答）

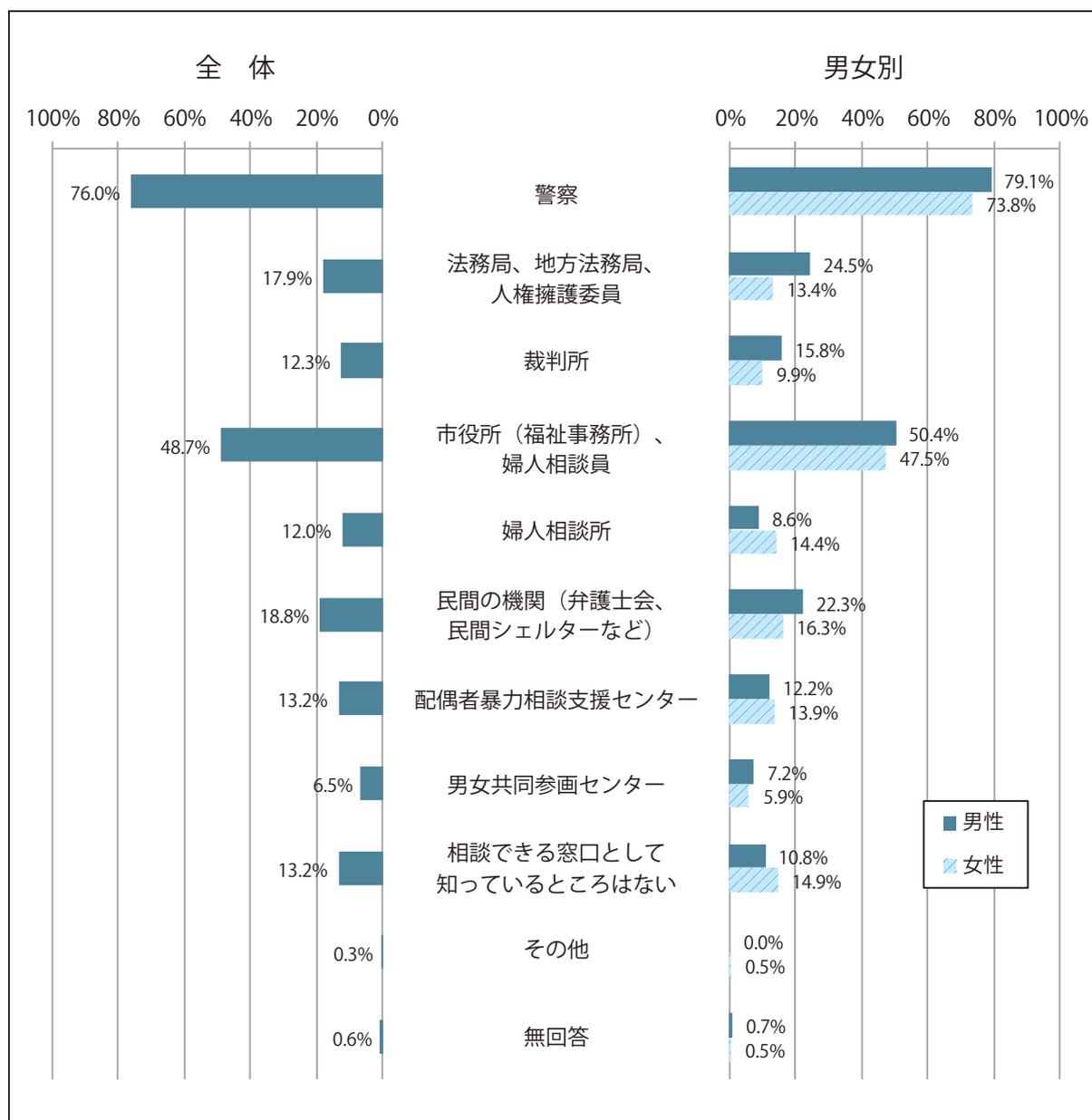


表1 DVに関する相談窓口

相談機関	所在地	電話番号
久慈市福祉事務所子育て支援課	028-8030 久慈市川崎町 1-1	0194-52-2111 (内 298)
久慈警察署	028-0051 久慈市川崎町 2-1	0194-53-0110
県北広域振興局保健福祉環境部	028-0064 久慈市八日町 1-1	0194-53-4982
岩手県福祉総合相談センター	020-0015 盛岡市本町通 3-19 - 1	019-629-9610 (月～金) 019-652-4152 (夜間、土日祝日)
岩手県男女共同参画センター	020-0045 盛岡市盛岡駅西通 1-7-1 いわて県民情報交流センター (アイーナ) 6階	019-606-1762

## (2) DV被害者への支援

### 【現状と課題】

配偶者やパートナーからの暴力に関しては、市福祉事務所子育て支援課に婦人相談員を置き、被害の相談や自立に向けた支援、各種制度の情報提供や手続き等に関する助言を行っています。平成24年度の久慈市でのDV相談ケース数は20件であり、平成19年度と比べると6倍以上に増加しており、内容も深刻化しています。

市では、岩手県福祉総合相談センター、配偶者暴力支援センター（県北広域振興局内）、警察等の関係機関との連携を図りながら、被害者の援護、安全確保、就職などの自立に向けた支援を行っています。

近年、DVに関する事件が増えており、被害者の援護、安全確保については、今まで以上の配慮が求められていることから、相談体制や関係機関との連携について、より一層の強化を図ります。

### 【具体的な取り組み】

- 相談体制の強化
- 関係機関との連携強化
- 被害者に対する就労支援

表2 久慈市におけるDV相談ケース数

年 度	件 数
19	3
20	12
21	15
22	19
23	19
24	20

## 久慈市男女共同参画計画 目標とする指標

指 標	単 位	基準値 平成24年度	目 標 平成30年度	備 考
<b>基本目標Ⅰ ともに、思いやり、認め合うまちをつくろう</b>				
男女共同参画に係る出前講座	回/年	5	5	
社会通念、慣習、しきたりなどで男女平等と感じる人の割合	%	10.6	15.0	アンケート調査実績
<b>基本目標Ⅱ ともに、参画するまちをつくろう</b>				
審議会等における女性委員登用率	%	33.5	40.0	
女性委員がいる審議会等の比率	%	85.5	90.0	
職場において男女平等と感じる人の割合	%	19.4	25.0	アンケート調査実績
<b>基本目標Ⅲ ともに、ワークライフバランスをすすめよう</b>				
ワークライフバランスという言葉の周知度	%	41.3 (参考)	60.0	基準値：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」
家族経営協定締結家庭数	件	13	18	累計値
病児・病後児保育実施保育所数	カ所	1	3	
休日保育実施保育所数	カ所	2	4	
<b>基本目標Ⅳ ともに、支え合うまちをつくろう</b>				
男女共同参画サポーター認定者数	人	31	38	累計値
自主防災組織組織率	%	37.9	56.0	
災害時要援護者台帳登録率	%	71.0	77.0	
<b>基本目標Ⅴ ともに、DVのない家庭・まちをつくろう</b>				
DVという言葉の周知度	%	86.8	95	アンケート調査実績
市役所（福祉事務所）で相談を行っていることを知っている人の割合	%	48.7	70.0	アンケート調査実績
若年層への出前講座	回/年	1	1	





# 第4章

## 計画の推進

## 1 計画の推進体制

この計画は、久慈市における男女共同参画社会「男女がともに輝き、こころ豊かなまちづくり」の実現を目指して、市が行うべき施策の方向を明らかにしたものです。

男女共同参画社会は、行政のみでできるものではなく、広く市民や企業、団体など地域社会の理解と協力により総合的に推進していくことが必要です。

そのため、市民はもちろんのこと、企業、団体等が市と一体となって施策や事業の推進に自主的・積極的に取り組めるよう、推進体制の整備を図ります。

### (1) 久慈市男女共同参画推進委員会

計画の推進が実効性のある取り組みとなるよう、「久慈市男女共同参画推進委員会」から意見や提言などを受け、施策の充実に努めます。

### (2) 久慈市男女共同参画計画連絡調整会議

男女共同参画の推進に係る施策は広範囲にわたり、庁内の総合的な連携体制が必要です。関係課等の課長で組織する「久慈市男女共同参画計画連絡調整会議」において、総合的かつ効果的な施策の推進を図ります。

### (3) 市民・企業・各種団体等との連携

男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりが問題意識を持ち、その解決に向け身近なところから実践していくことが基本となります。計画の推進にあたり、学習機会や情報の提供に努め、男女共同参画の推進に取り組む団体や個人との連携を強化し、施策の推進を図ります。

### (4) 関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて一体となった取り組みができるよう、国や県、関係機関との連携を図り、情報提供や協力を得ながら計画を推進していきます。

## 2 計画の進行管理

この計画を実行性あるものにするためには、施策の進捗状況を定期的に把握し、評価することが必要です。

また、社会経済情勢の変化や女性を取り巻く社会状況の変化、市民のニーズの変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

### (1) 計画の進行管理体制

「久慈市男女共同参画推進委員会」及び「久慈市男女共同参画計画連絡調整会議」において、計画の進捗状況を把握し、進行管理を行います。

### (2) 市民の意識調査

男女共同参画社会に関する意識調査を数年おきに実施し、市民の意識変化や行政への

要望等を把握し、計画の評価を行います。



# 参 考 资 料

## 第2次久慈市男女共同参画計画策定の経過

年月日	経 過	内 容
H24.11.30	第1回久慈市男女共同参画推進委員会開催	・策定の方針、策定スケジュール、市民意識調査について審議
H24.12.13 ～ H25.1.31	久慈市男女共同参画に関する意識調査実施	・一般対象 H25.1.4～H25.1.28 ・中高生対象 H24.12.13～H25.1.31
H25.2.20	第2回久慈市男女共同参画推進委員会開催	・計画の概要、市民意識調査結果について審議
H25.10.24	第3回久慈市男女共同参画推進委員会開催	・計画案について審議
H25.11.8	第1回久慈市男女共同参画計画連絡調整会議開催	・計画案について協議
H25.11.15 ～ H25.12.10	パブリックコメント実施	・意見数 0件
H26.1.22	第2回久慈市男女共同参画計画連絡調整会議開催	・計画最終案について協議
H26.2.4	第4回久慈市男女共同参画推進委員会開催	・計画最終案について審議
H26.2.10	庁議	・計画最終案について協議
H26.3.5	「第2次久慈市男女共同参画計画」策定	

## 久慈市男女共同参画推進委員会委員名簿

委員長	高畑利子	久慈市保健推進委員連絡協議会
副委員長	西正恵	男女共同参画を考えるもんめの会
委員	村上弘道	久慈公共職業安定所
	落合初次郎	久慈市民生児童委員協議会
	蒲田絹子	山形地区婦人団体連絡協議会
	佐々木登和子	久慈市校長会
	宮澤淑子	久慈市民間保育園長会
	成田敦子	久慈青年会議所
	新田宏和	久慈商工会議所
	外館ミツエ	新岩手農業協同組合女性部久慈中央支部
	工藤宮子	久慈市漁業協同組合
	高屋敷眞喜子	久慈市人権擁護委員
	山崎弘子	いわて男女共同参画サポーターの会久慈ブロック
	村田雅子	公募委員
	大谷弘人	公募委員

## 久慈市男女共同参画計画連絡調整会議委員名簿

委員長	健康福祉部長	砂子 勇
副委員長	子育て支援課長	大橋 卓
委員	総務課長	久慈 清悦
	政策推進課長	土井尻 英明
	市民課長	蒲野 喜美男
	社会福祉課長	和野 一彦
	農政課長	嵯峨 康彦
	商工観光課長	久保 司
	土木課長	滝沢 重幸
	ふるさと振興課長	及川 忠則
	総務学事課長	米澤 喜三

# 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日 法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日 同 第百六十号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを

国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じな

ればならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

#### 附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 岩手県男女共同参画推進条例（平成 14 年 10 月 9 日条例第 61 号）

## 目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条—第 22 条）

第 3 章 岩手県男女共同参画審議会（第 23 条—第 31 条）

第 4 章 雑則（第 32 条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを

いう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。
- (6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。
- (7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）を根絶するよう積極的な対応がなされること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画）

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- （2）前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- （3）前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（附属機関等における積極的改善措置）

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

（県民及び事業者の理解を深めるための措置）

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画推進月間）

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

（教育及び学習の推進）

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第 15 条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第 16 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下この条において「委員」という。）を置くものとする。

2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。

3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第 1 項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。

4 委員は、第 2 項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第 1 項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第 17 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第 18 条 県は、市町村が行う法第 14 条第 3 項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第 19 条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第 20 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第 21 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に

諮って定める。

#### 第4章 雑則

(補則)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続により定められた男女共同参画計画とみなす。

## 久慈市男女共同参画推進委員会要綱

平成 18 年 3 月 6 日

告示第 23 号

改正 平成 21 年 8 月 7 日告示第 137 号

男女共同参画推進委員会要綱を次のように定め、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。なお、平成 18 年 3 月 6 日から、平成 20 年 4 月 20 日までの間に委嘱される委員（第 3 第 2 項ただし書に規定する補欠の委員を除く。）の任期は同項本文の規定にかかわらず、平成 20 年 4 月 30 日までとする。

（設置）

第 1 男女共同参画の推進に関し、広く意見を求め男女共同参画社会づくりに資するため、久慈市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）男女共同参画計画の推進に関すること。
- （2）市が行う男女共同参画推進施策の協力に関すること。
- （3）その他男女共同参画に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第 3 委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）公募による者
- （2）関係団体が推薦する者
- （3）識見を有する者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第 4 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 委員会は、市長が招集する。

（意見の聴取）

第 6 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第 7 委員会の庶務は、福祉事務所子育て支援課において処理する。

（補則）

第 8 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

改正文（平成21年8月7日告示第137号）抄  
平成21年4月1日から適用する。

## 久慈市男女共同参画計画連絡調整会議設置要領

(設置)

第1 男女共同参画計画の策定及び円滑な推進を図るため、久慈市男女共同参画計画連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 連絡調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関する事。
- (2) 男女共同参画計画に係る施策の推進及び連絡調整に関する事。
- (3) その他男女共同参画計画に係る施策の推進を図るために必要な事項に関する事。

(組織)

第3 連絡調整会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は健康福祉部長を、副委員長は子育て支援課長をもって充てる。

3 委員は、次の者をもって充てる。

総務課長、政策推進課長、市民課長、社会福祉課長、農政課長、商工観光課長、土木課長、ふるさと振興課長及び総務学事課長

(委員長及び副委員長)

第4 委員長は、連絡調整会議を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 連絡調整会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第6 連絡調整会議の庶務は、福祉事務所子育て支援課において処理する。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成25年5月9日から施行する。

## 久慈市男女共同参画に関する意識調査（一般）の概要

### 1 目的

平成 25 年度で「久慈市男女共同参画計画」が終了することから、第 2 次久慈市男女共同参画計画（仮称）の策定に向けた基礎資料を得るとともに、男女共同参画に対する意識や考え方、現状等について幅広い年代においてアンケートにより調査を実施する。

### 2 名称

久慈市男女共同参画に関するアンケート

### 3 調査内容

- (1) 家庭生活について
- (2) 介護について
- (3) 職業について
- (4) 女性の人権と男女間の暴力について
- (5) 男女平等について
- (6) 社会参画について

### 4 調査設計

- (1) 調査地域 市内全域
- (2) 調査対象 市内に居住する 20 歳以上の男女
- (3) 標本数 1,000 人（男女同数）
- (4) 抽出方法 無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送により配布・回収（無記名）
- (6) 調査期間 平成 25 年 1 月 4 日から平成 25 年 1 月 28 日まで

### 5 回収結果

1,000 人のうち回収者数 342 人（34.2%）

有効回答者数 341 人、無効回答者数 1 人

回答者数 342 人の内訳（性別・年代別構成） 単位：人

年代	全体	男性	女性
20 歳代	57	22	35
30 歳代	56	23	33
40 歳代	68	26	42
50 歳代	77	31	46
60 歳代以上	83	37	46
無回答（無効）	1	-	-
合計	342	139	202

## 6 集計について

- (1) 回答の比率は、各設問に対する回答者数を基礎として算出しているため、複数回答設問については、回答の比率が100%を超える場合がある。
- (2) 集計にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、回答の比率の合計が100%にならない場合がある。

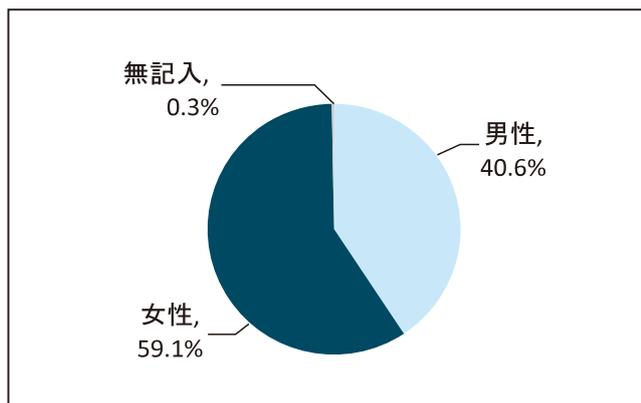
## 7 実施主体

久慈市健康福祉部子育て支援課

## 8 回答者の属性

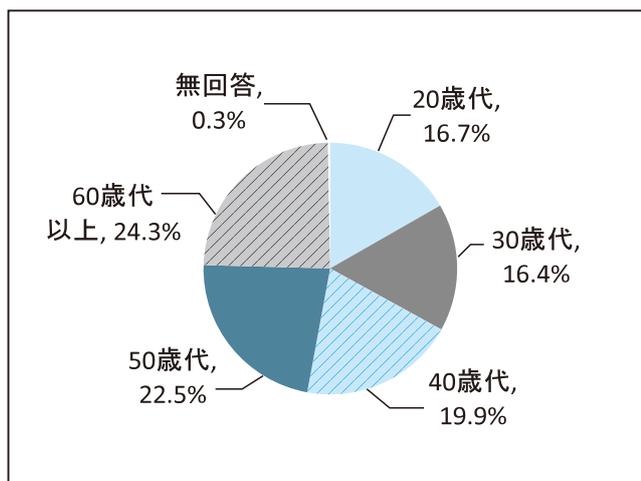
### (1) 性別構成

	人数	割合
男性	139	40.6%
女性	202	59.1%
無記入	1	0.3%
計	342	100.0%



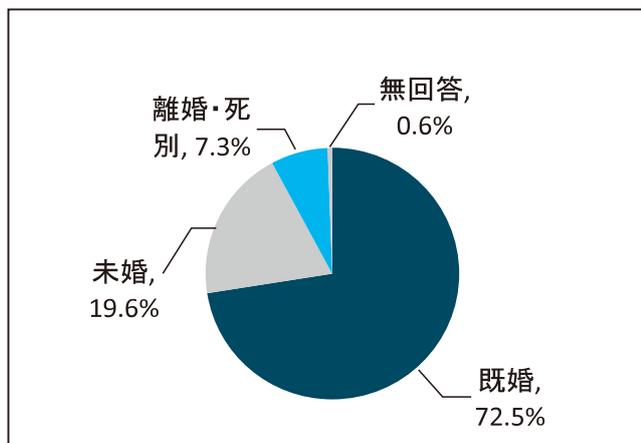
### (2) 年齢構成

年齢	人数	割合
20歳代	57	16.7%
30歳代	56	16.4%
40歳代	68	19.9%
50歳代	77	22.5%
60歳代以上	83	24.3%
無回答	1	0.3%
計	342	100.0%

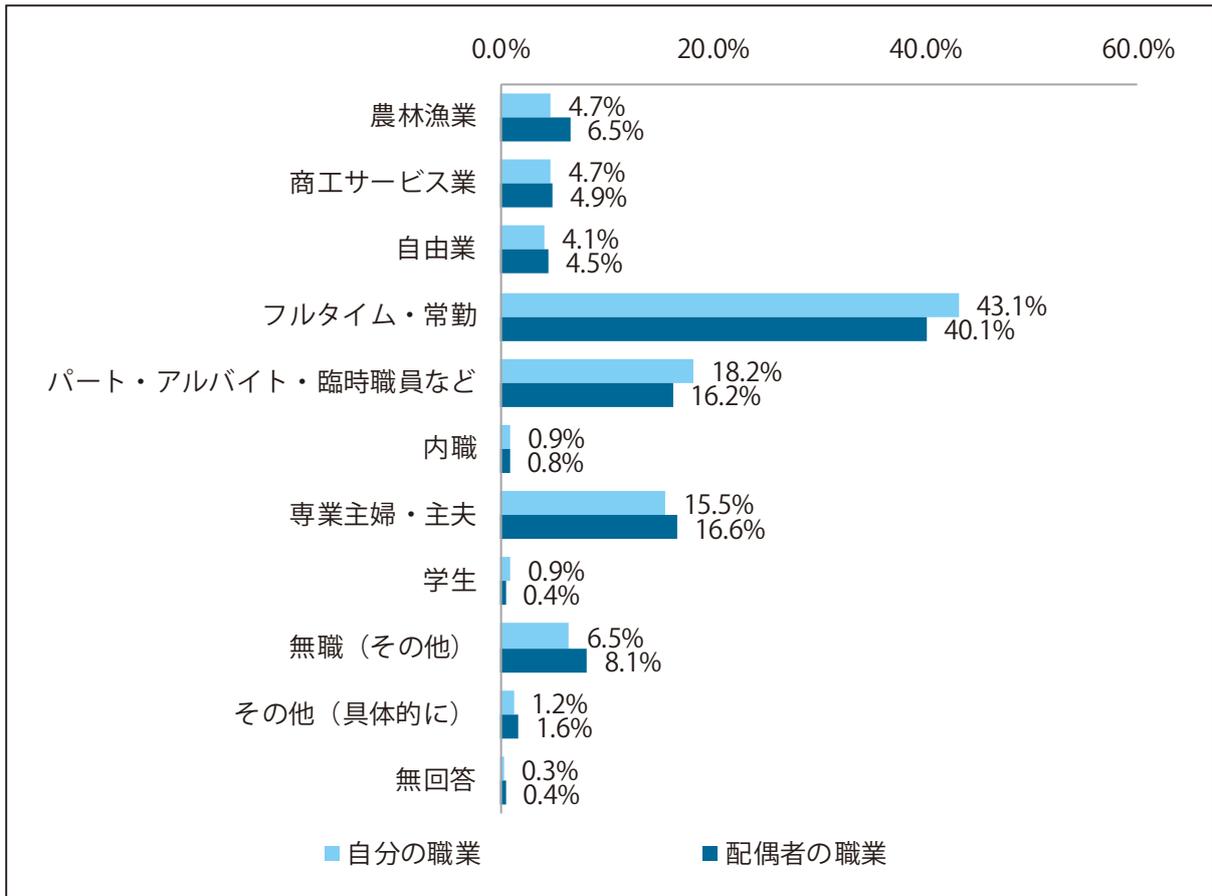


### (3) 結婚

	人数	割合
既婚	248	72.5%
未婚	67	19.6%
離婚・死別	25	7.3%
無回答	2	0.6%
計	342	100.0%



(4) 職業

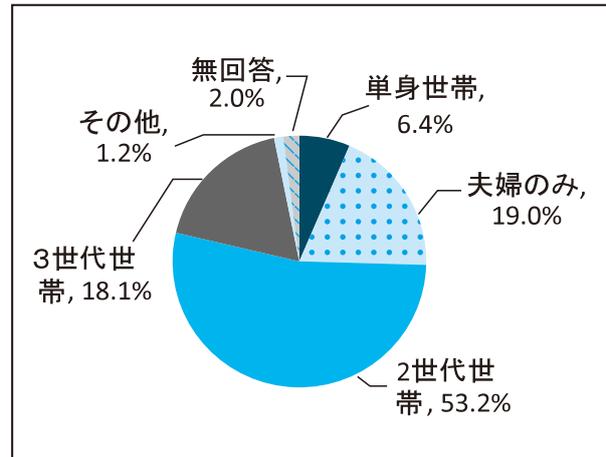


単位：人

職 種 等		自分の職業	配偶者の職業
<自営業>	農林漁業	16	16
	商工サービス業	16	12
	自由業	14	11
<勤務者>	フルタイム・常勤	147	99
	パート・アルバイト・臨時職員など	62	40
<その他>	内職	3	2
	専業主婦・主夫	53	41
	学生	3	1
	無職 (その他)	22	20
	その他 (具体的に)	4	4
	無回答	2	1
	計	342	247

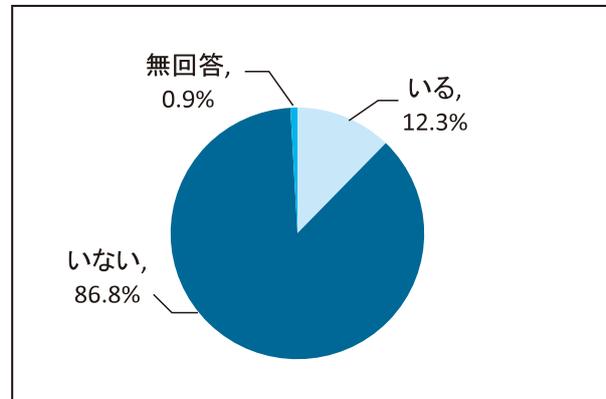
(5) 家族構成

	人数	割合
単身世帯	22	6.4%
夫婦のみ	65	19.0%
2世代世帯	182	53.2%
3世代世帯	62	18.1%
その他	4	1.2%
無回答	7	2.0%
計	342	100.0%



(6) 要介護者の存在

	人数	割合
いる	42	12.3%
いない	297	86.8%
無回答	3	0.9%
計	342	100.0%



## 9 集計結果

問8	男は仕事、女は家庭という考え方	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	同感する	58	37	21	6	3	5	3	4	3	10	6	12	6
	同感しない	222	81	141	12	21	11	23	19	32	20	29	19	36
	わからない	59	20	39	4	9	6	9	3	7	1	10	6	4
	無回答	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問9①	既婚者の方の、家庭での家事等の分担について	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
掃	主に妻が行っている	151	64	87	5	7	7	11	9	19	19	26	24	24
	主に妻が行い夫が一部負担している	64	32	32	4	2	8	8	3	6	8	6	9	10
	同程度負担している	20	6	14	1	1	0	1	3	5	1	2	1	5
除	主に夫が行い妻が一部負担している	8	2	6	0	1	0	0	2	1	0	3	0	1
	主に夫が行っている	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	9	1	8	0	2	0	1	0	3	0	1	1	1
	無回答	4	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
	合計	256	105	151	10	13	15	22	17	34	28	38	35	44

問9②	既婚者の方の、家庭での家事等の分担について	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
洗	主に妻が行っている	168	70	98	6	6	9	13	10	23	18	26	27	30
	主に妻が行い夫が一部負担している	50	23	27	3	5	4	4	4	5	6	9	6	4
	同程度負担している	21	11	10	2	1	1	2	3	1	3	1	2	5
濯	主に夫が行い妻が一部負担している	3	0	3	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0
	主に夫が行っている	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	9	1	8	0	1	0	1	0	4	1	1	0	1
	無回答	5	0	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
	合計	256	105	151	11	13	14	22	17	34	28	38	35	44

問9③	既婚者の方の、家庭での家事等の分担について	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
日常の買物	主に妻が行っている	139	50	89	5	7	6	13	6	16	16	23	17	30
	主に妻が行い夫が一部負担している	61	32	29	1	2	3	5	8	11	7	7	13	4
	同程度負担している	30	17	13	4	2	5	2	2	5	4	2	2	2
	主に夫が行い妻が一部負担している	9	2	7	0	0	0	0	1	0	1	5	0	2
	主に夫が行っている	4	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0
	その他	7	0	7	0	2	0	1	0	2	0	1	0	1
	無回答	6	0	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
	合計	256	105	151	10	13	15	22	17	34	28	38	35	44

問9④	既婚者の方の、家庭での家事等の分担について	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
食事のしたく	主に妻が行っている	177	73	104	7	10	10	14	9	18	19	29	28	33
	主に妻が行い夫が一部負担している	39	21	18	2	0	4	4	5	6	5	5	5	3
	同程度負担している	18	7	11	1	1	0	1	2	5	3	3	1	1
	主に夫が行い妻が一部負担している	4	2	2	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1
	主に夫が行っている	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	その他	11	1	10	0	2	0	1	0	5	1	1	0	1
	無回答	6	0	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
	合計	256	105	151	10	13	15	22	17	34	28	38	35	44

問9⑤	既婚者の方の、家庭での家事等の分担について	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
食事の後片付け	主に妻が行っている	156	66	90	5	7	9	10	6	19	18	21	28	33
	主に妻が行い夫が一部負担している	62	25	37	4	4	3	7	6	7	7	15	5	4
	同程度負担している	12	7	5	1	0	2	1	2	2	2	1	0	1
	主に夫が行い妻が一部負担している	4	2	2	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0
	主に夫が行っている	4	3	1	0	1	0	0	2	0	0	0	1	0
	その他	12	2	10	0	1	0	1	0	5	1	1	1	2
	無回答	6	0	6	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4
	合計	256	105	151	10	13	15	22	17	34	28	38	35	44

問9⑥	既婚者の方の、家庭での家事等の分担について	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児	主に妻が行っている	95	36	59	2	5	2	7	6	10	9	22	17	15
	主に妻が行い夫が一部負担している	65	27	38	2	3	7	9	6	12	8	8	4	6
	同程度負担している	35	15	20	3	2	4	4	2	8	5	3	1	3
	主に夫が行い妻が一部負担している	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	主に夫が行っている	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	22	12	10	1	1	2	1	1	3	4	1	4	4
	無回答	38	14	24	2	2	0	1	1	1	1	4	10	16
	合計	256	105	151	10	13	15	22	17	34	27	38	36	44

問9⑦	既婚者の方の、家庭での家事等の分担について	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
高齢者の介護	主に妻が行っている	51	18	33	0	0	2	2	0	6	5	12	11	13
	主に妻が行い夫が一部負担している	18	5	13	0	0	0	1	0	4	1	3	4	5
	同程度負担している	16	8	8	0	0	0	2	3	2	3	1	2	3
	主に夫が行い妻が一部負担している	4	2	2	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0
	主に夫が行っている	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	その他	70	33	37	5	6	8	4	6	12	9	10	5	5
	無回答	96	39	57	5	6	5	13	8	10	8	10	13	18
	合計	256	105	151	10	13	15	22	17	34	28	38	35	44

問9⑧	既婚者の方の、家庭での家事等の分担について	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
地域の行事 (自治会等) に参加	主に妻が行っている	59	26	33	1	0	3	4	3	10	8	10	11	9
	主に妻が行い夫が一部 分担している	32	17	15	1	2	3	4	2	4	5	3	6	2
	同程度分担している	37	16	21	0	2	2	4	6	2	5	4	3	9
	主に夫が行い妻が一部 分担している	24	7	17	0	0	0	1	1	5	3	5	3	6
	主に夫が行っている	52	21	31	2	2	2	3	2	4	5	12	10	10
	その他	35	13	22	4	4	3	4	2	8	2	3	2	3
	無回答	17	5	12	2	3	2	2	1	1	0	1	0	5
	合計	256	105	151	10	13	15	22	17	34	28	38	35	44

問9⑨	既婚者の方の、家庭での家事等の分担について	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
家庭の問題 における最終的な 決定をする	主に妻が行っている	17	6	11	0	0	2	1	0	1	1	4	3	5
	主に妻が行い夫が一部 分担している	22	8	14	0	1	0	3	4	5	2	2	2	3
	同程度分担している	71	35	36	5	5	4	8	6	10	9	6	11	7
	主に夫が行い妻が一部 分担している	47	20	27	2	2	7	5	3	3	4	7	4	10
	主に夫が行っている	84	34	50	2	4	2	2	4	13	11	17	15	14
	その他	8	1	7	0	1	0	2	0	2	1	1	0	1
	無回答	7	1	6	1	0	0	1	0	0	0	1	0	4
	合計	256	105	151	10	13	15	22	17	34	28	38	35	44

問10①	理想とする、既婚者の方の家庭での家事等の分担について	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
掃 除	主に妻が行う	52	25	27	1	6	1	3	5	5	10	9	8	4
	主に妻が行い夫が一部 分担する	109	47	62	8	10	9	9	3	13	11	13	16	17
	同程度分担する	140	56	84	10	11	11	17	15	22	9	17	11	17
	主に夫が行い妻が一部 分担する	4	1	3	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1
	主に夫が行う	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	無回答	35	10	25	4	5	1	5	2	2	1	6	2	7
合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46	

問10②	理想とする、既婚者の方の家庭での家事等の分担について	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
洗 濯	主に妻が行う	76	32	44	2	8	2	5	5	9	13	14	10	8
	主に妻が行い夫が一部 分担する	115	47	68	7	9	8	10	6	17	9	14	17	18
	同程度分担する	113	50	63	10	11	11	14	13	13	8	12	8	13
	主に夫が行い妻が一部 分担する	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	主に夫が行う	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	無回答	35	10	25	4	5	1	5	2	2	1	6	2	7
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 10 ③	理想とする、既婚者の方の家庭での家事等の分担について	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
日常の買物	主に妻が行う	62	27	35	0	6	2	7	5	5	10	9	10	8
	主に妻が行い夫が一部負担する	122	45	77	5	11	5	11	9	19	13	16	13	20
	同程度負担する	121	54	67	14	11	14	12	9	16	7	15	10	13
	主に夫が行い妻が一部負担する	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	主に夫が行う	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	無回答	33	11	22	4	5	1	5	3	2	1	5	2	5
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 10 ④	理想とする、既婚者の方の家庭での家事等の分担について	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
食事のしたく	主に妻が行う	79	39	40	2	10	2	6	5	6	12	10	18	8
	主に妻が行い夫が一部負担する	130	53	77	11	11	10	12	9	17	12	18	11	19
	同程度負担する	97	36	61	6	7	9	12	9	17	6	12	6	13
	主に夫が行い妻が一部負担する	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	主に夫が行う	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	34	10	24	4	5	1	5	2	2	1	6	2	6
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 10 ⑤	理想とする、既婚者の方の家庭での家事等の分担について	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
食事の後片付け	主に妻が行う	58	28	30	1	6	2	1	4	6	11	10	10	7
	主に妻が行い夫が一部負担する	94	36	58	7	4	6	11	3	14	9	14	11	15
	同程度負担する	144	59	85	10	14	13	18	15	20	9	17	12	16
	主に夫が行い妻が一部負担する	9	5	4	1	3	0	0	2	0	1	0	1	1
	主に夫が行う	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	無回答	35	10	25	4	6	1	5	2	2	1	5	2	7
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 10 ⑥	理想とする、既婚者の方の家庭での家事等の分担について	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児	主に妻が行う	25	16	9	0	1	1	0	2	3	7	3	6	2
	主に妻が行い夫が一部負担する	93	41	52	5	7	7	10	8	13	8	12	13	10
	同程度負担する	170	65	105	14	19	13	20	14	24	14	22	10	20
	主に夫が行い妻が一部負担する	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	主に夫が行う	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	無回答	52	16	36	4	6	1	5	2	2	2	9	7	14
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 10 ⑦	理想とする、既婚者の方の家庭での家事等の分担について	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
高齢者の介護	主に妻が行う	17	7	10	0	2	1	0	0	3	3	4	3	1
	主に妻が行い夫が一部分担する	54	22	32	1	6	3	6	2	6	8	5	8	9
	同程度分担する	204	87	117	17	16	16	22	18	28	18	28	18	23
	主に夫が行い妻が一部分担する	2	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	主に夫が行う	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	64	22	42	5	9	2	7	6	4	2	9	7	13
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 10 ⑧	理想とする、既婚者の方の家庭での家事等の分担について	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
地域に参加の行事(自治会等)	主に妻が行う	8	4	4	0	0	0	1	0	0	2	2	2	1
	主に妻が行い夫が一部分担する	27	14	13	3	1	2	2	1	2	4	4	4	4
	同程度分担する	179	77	102	12	18	13	16	16	26	16	18	20	24
	主に夫が行い妻が一部分担する	67	25	42	3	6	5	7	5	10	6	9	6	10
	主に夫が行う	25	9	16	1	2	1	3	2	2	2	7	3	2
	無回答	35	10	25	4	6	1	6	2	2	1	6	2	5
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 10 ⑨	理想とする、既婚者の方の家庭での家事等の分担について	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
家庭の問題における最終的な決定をする	主に妻が行う	4	1	3	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1
	主に妻が行い夫が一部分担する	12	6	6	1	1	0	0	2	1	1	0	2	4
	同程度分担する	175	75	100	13	17	13	20	15	26	17	17	17	20
	主に夫が行い妻が一部分担する	69	30	39	2	2	5	7	4	6	8	13	11	11
	主に夫が行う	49	17	32	3	8	3	3	3	6	3	10	5	5
	無回答	32	10	22	4	5	1	5	2	2	1	5	2	5
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 11	出生数が少なくなっている理由は何か（複数回答）	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	子どもの教育にお金がかかるから	164	73	91	13	17	11	9	13	26	19	21	17	18
	育児の心理的、肉体的負担のため	53	22	31	4	5	4	7	6	8	3	5	5	6
	家が狭いから	4	1	3	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1
	経済的に余裕がないから	238	106	132	19	26	18	20	20	28	23	33	26	25
	仕事をしながら子育てするのが困難だから	200	76	124	9	16	11	26	12	24	19	31	25	27
	自分の趣味やレジャーと両立しないから	13	8	5	3	1	2	0	0	1	1	1	2	2
	結婚年齢があがっているから	131	48	83	8	15	10	14	9	17	11	18	10	19
	結婚する人が少ないから	95	37	58	1	11	4	7	10	6	8	17	14	17
	子どもが欲しくないから	11	6	5	1	0	2	1	0	0	1	2	2	2
	育児の負担が全部女性にかかるから	52	16	36	2	4	4	7	1	9	5	9	4	7
	結婚しないで子どもをもつことに対して、抵抗感が強いから	7	1	6	0	1	0	2	0	1	1	1	0	1
	その他	13	5	8	1	1	0	3	2	2	0	2	2	0
	無回答	5	1	4	1	0	0	2	0	0	0	0	0	2
	合計	986	400	586	62	98	66	99	74	122	91	140	107	127

問 12	男女がともに家事、育児、介護、地域活動に参加するには、何が必要か（複数回答）	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗をなくすこと	119	42	77	7	12	3	12	9	13	9	21	14	19
	男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと	17	8	9	1	1	1	0	2	3	1	4	3	1
	夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること	179	79	100	12	20	14	13	13	17	18	26	22	24
	育児・介護休暇制度を利用しやすいように職場環境の整備をする	112	44	68	12	16	5	11	6	15	10	8	11	18
	育児・介護休業中の経済的支援を充実する	157	66	91	9	18	13	19	15	22	14	23	15	9
	在宅勤務、フレックスタイム制など柔軟な勤務制度の導入	41	16	25	3	5	4	6	5	9	1	3	3	2
	保育所や学童保育の整備、保育時間の延長など保育内容の充実	115	41	74	5	12	11	9	6	13	7	18	12	22
	ホームヘルパーや介護施設を充実する	45	23	22	0	0	2	5	4	6	8	6	9	5
	パートタイマーなどの非正規職員の労働条件を改善する	96	46	50	8	8	8	8	10	14	6	11	14	9
	企業や行政がワーク・ライフ・バランスを進めること	96	40	56	7	5	5	10	5	12	16	12	7	17
	その他	7	2	5	1	0	0	3	1	0	0	1	0	1
	無回答	2	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	合計	986	407	579	65	97	66	98	76	124	90	133	110	127

問 13	自分自身が介護を受ける側になった時、どのようにしたいか	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	自宅で家族等から介護をしてもらいたい	20	15	5	2	2	1	1	5	1	5	0	2	1
	ホームヘルパー等の在宅福祉サービスを利用しながら、主に自宅で介護してもらいたい	169	69	100	9	16	10	20	13	17	16	19	21	28
	施設等で介護してもらいたい	139	52	87	11	15	10	12	8	21	10	24	13	15
	その他	10	3	7	1	0	1	2	0	3	0	2	1	0
	無回答	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 14	介護されるときは誰に介護されたいか（自宅で介護されたい方のみ回答）	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	配偶者	96	54	42	9	5	4	10	9	10	13	7	19	10
	息子	2	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	娘	32	10	22	1	3	1	2	2	4	3	5	3	8
	息子の妻	6	1	5	0	0	0	0	0	0	1	1	0	4
	娘の夫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	兄弟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	姉妹	3	0	3	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0
	友人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ホームヘルパー	24	13	11	0	0	5	1	4	1	3	3	1	6
	その他	2	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	わからない	20	3	17	0	7	1	5	2	2	0	2	0	1
	無回答	4	0	4	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0
	合計	189	84	105	11	18	11	21	18	18	21	19	23	29

問 15	一般的に女性が職業をもつことについてどう思うか	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	職業は一生もちつづけるほうがよい	177	75	102	7	19	12	15	19	25	14	20	23	23
	結婚するまで職業をもつ方がよい	5	3	2	0	0	1	1	1	0	1	0	0	1
	子どもができるまで職業をもつ方がよい	4	2	2	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0
	子どもができたなら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい	109	43	66	10	11	6	11	5	10	10	18	12	16
	女性は職業をもたない方がよい	9	7	2	2	0	1	0	0	1	2	1	2	0
	その他	17	3	14	2	2	0	3	1	3	0	4	0	2
	わからない	15	4	11	2	1	2	4	0	1	0	3	0	2
	無回答	5	2	3	0	0	0	0	0	1	2	0	0	2
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 16	現在の社会は、女性が働きやすいと思うか	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	大変働きやすい状況にあると思う	4	1	3	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	ある程度働きやすい状況にあると思う	102	39	63	5	13	8	8	7	11	9	17	10	14
	あまり働きやすい状況にあるとは思わない	107	49	58	10	9	7	12	7	15	11	9	14	13
	働きやすい状況にあるとは思わない	77	34	43	4	9	4	7	8	9	9	9	9	9
	一概にはいえない	40	14	26	3	2	2	6	4	5	2	8	3	5
	わからない	10	2	8	0	0	1	2	0	1	0	2	1	3
	無回答	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 17	女性が働き続けるために必要なことは何か(複数回答)	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	賃金、仕事内容など労働条件面での男女差をなくす	79	47	32	6	7	8	2	8	12	10	4	15	7
	パート、派遣労働等の労働条件を改善する	77	27	50	4	8	4	7	6	9	6	10	7	16
	労働時間の短縮や休日の増加、働きやすい労働条件とする	161	63	98	10	22	11	24	13	18	15	17	14	17
	セクシャル・ハラスメントのない職場をつくる	15	7	8	4	1	0	0	0	1	0	5	3	1
	女性に対して研修や職業訓練の機会を確保する	22	11	11	0	1	1	2	3	3	3	4	4	1
	女性に対して昇進、昇格の機会を確保する	33	16	17	3	4	3	2	3	6	4	3	3	2
	女性自身が意欲・能力を高める	65	33	32	4	1	7	3	3	7	7	12	12	9
	育児・介護のための休業制度、諸手当を充実する	126	46	80	7	23	9	15	11	14	8	18	11	10
	託児施設、託児サービスを充実する	85	34	51	6	6	6	11	6	10	8	12	8	12
	介護施設、介護サービスを充実する	39	15	24	0	0	1	3	4	10	6	5	4	6
	育児・介護等で退職した後に再雇用する制度を充実する	110	43	67	12	11	8	13	5	12	7	16	11	15
	家族の理解や協力を得る	92	29	63	3	8	5	10	6	12	9	16	6	17
	家事・育児・介護は女性がするものという社会の意識を改める	76	29	47	5	5	3	6	7	9	6	9	8	18
	その他	4	0	4	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0
	無回答	6	3	3	0	0	0	2	0	0	2	0	1	1
	合計	990	403	587	64	97	66	101	75	124	91	133	107	132

問 18	仕事をやめられた理由は何か。(これまでに仕事を退職した経験のある方のみ回答)	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
結婚のため	36	4	32	1	2	0	3	1	4	1	14	1	9	
家事や育児への専念のため	29	2	27	0	5	1	8	0	9	0	2	1	3	
健康上の理由	28	6	22	1	2	0	4	1	2	1	7	3	7	
事業の独立・起業のため	7	3	4	1	0	0	0	0	1	2	1	0	2	
高齢者や病人の介護のため	10	4	6	1	0	0	0	0	2	1	3	2	1	
家業を後継者に譲ったため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経済的に働く必要がなくなったから	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
仕事に対する不満があったため	14	9	5	1	3	5	0	2	1	1	1	0	0	
職場の人間関係のため	22	13	9	1	1	2	0	5	2	2	4	3	2	
配偶者の転勤のため	6	0	6	0	1	0	2	0	1	0	0	0	2	
自分に向いていないため	12	8	4	1	0	2	0	3	1	2	3	0	0	
家族の反対や無理解	2	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
定年のため	18	11	7	0	0	0	0	0	0	0	0	11	7	
職場で結婚・出産退職の慣行があったため	3	0	3	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	
勤め先の都合のため（事業縮小、倒産等）	24	10	14	2	2	1	4	3	3	2	4	2	1	
休職後の職場復帰がスムーズにいかなかったため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	212	72	140	10	16	12	23	15	27	12	40	23	34	

問 19	DVということばを知っているか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知っている	296	120	176	21	32	19	32	23	38	28	42	29	32	
聞いたことがある	28	10	18	1	1	3	2	1	4	1	2	4	9	
知らない	15	9	6	1	0	0	1	2	0	2	1	4	4	
無回答	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46	

問 20	配偶者からの暴力について、相談できる窓口としてどのようなものを知っているか。(複数回答)	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
警察	259	110	149	19	30	16	24	22	33	26	35	27	27	
法務局、地方法務局、人権擁護委員	61	34	27	4	0	3	3	6	8	10	6	11	10	
裁判所	42	22	20	2	3	2	1	6	8	5	4	7	4	
市役所（福祉事務所）、婦人相談員	166	70	96	11	12	10	17	15	25	17	21	17	21	
婦人相談所	41	12	29	1	3	1	2	2	8	3	8	5	8	
民間の機関（弁護士会、民間シェルターなど）	64	31	33	6	5	1	8	6	9	9	7	9	4	
配偶者暴力相談支援センター	45	17	28	1	3	2	7	3	4	3	7	8	7	
男女共同参画センター	22	10	12	0	1	0	2	4	0	3	3	3	6	
相談できる窓口として知っているところはない	45	15	30	3	2	4	5	2	4	4	10	2	9	
その他	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
無回答	2	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	
合計	748	322	426	47	59	39	70	66	100	80	101	90	96	

問 21 ①	次の事項について、女性の人権が尊重されていないと感じるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
売春・買春	人権が尊重されていないと感じる	137	56	81	6	16	6	15	13	16	14	19	17	15
	どちらともいえない	153	67	86	13	16	12	14	10	20	15	20	17	16
	そうは感じない	25	9	16	2	1	3	2	2	2	1	5	1	6
	特にない	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	わからない	8	3	5	1	0	1	3	0	1	0	0	1	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	17	4	13	1	0	0	1	1	3	1	1	1	8
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 21 ②	次の事項について、女性の人権が尊重されていないと感じるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
女性の働く風俗営業	人権が尊重されていないと感じる	79	30	49	1	8	3	9	6	10	7	14	13	8
	どちらともいえない	207	86	121	16	21	12	19	15	28	23	27	20	26
	そうは感じない	31	17	14	5	4	6	3	4	2	0	3	2	2
	特にない	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	わからない	8	3	5	1	0	1	3	0	1	0	0	1	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	15	3	12	0	0	0	1	1	1	1	1	1	9
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 21 ③	次の事項について、女性の人権が尊重されていないと感じるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
(殴る・大声でののしるなど) 家庭内での夫から妻への暴力	人権が尊重されていないと感じる	239	94	145	15	29	14	26	22	35	19	31	24	24
	どちらともいえない	61	31	30	5	4	5	4	2	4	9	10	10	8
	そうは感じない	17	8	9	2	0	2	1	1	1	2	2	1	5
	特にない	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	わからない	8	3	5	1	0	1	3	0	1	0	0	1	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	15	3	12	0	0	0	1	1	1	1	2	1	8
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 21 ④	次の事項について、女性の人権が尊重されていないと感じるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
職場におけるセクシャル・ハラ スメント(性的いやがらせ)	人権が尊重されていないと感じる	236	95	141	17	29	13	26	20	32	18	28	27	26
	どちらともいえない	62	29	33	4	4	5	4	3	6	10	13	7	6
	そうは感じない	17	8	9	1	0	3	1	1	2	2	1	1	5
	特にない	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	わからない	8	3	5	1	0	1	3	0	1	0	0	1	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	17	4	13	0	0	0	1	2	1	1	3	1	8
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 21 ⑤	次の事項について、女性の 人権が尊重されていない と感じるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
女性のヌード写真などを掲載 した雑誌	人権が尊重されていない と感じる	58	16	42	1	7	1	4	2	8	3	9	9	14
	どちらともいえない	197	85	112	13	16	12	19	15	27	25	30	20	20
	そうは感じない	62	31	31	8	10	8	8	8	5	1	5	6	3
	特にない	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	わからない	8	3	5	1	0	1	3	0	1	0	0	1	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	15	4	11	0	0	0	1	1	1	2	1	1	8
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 21 ⑥	次の事項について、女性の 人権が尊重されていない と感じるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
テスト 女性の容貌を競うミス・コン	人権が尊重されていない と感じる	21	9	12	1	0	1	2	0	2	1	4	6	4
	どちらともいえない	166	70	96	10	14	8	15	15	23	21	24	16	20
	そうは感じない	131	54	77	11	19	12	14	10	15	8	16	13	13
	特にない	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	わからない	8	3	5	1	0	1	3	0	1	0	0	1	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	14	3	11	0	0	0	1	1	1	1	1	1	8
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 21 ⑦	次の事項について、女性の 人権が尊重されていない と感じるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
言葉 「令夫人」「婦人」「未亡人」の ように女性だけに用いられる	人権が尊重されていない と感じる	45	23	22	4	7	4	3	4	5	3	4	8	3
	どちらともいえない	159	61	98	10	13	7	17	11	23	18	25	15	20
	そうは感じない	111	49	62	8	12	10	11	10	12	9	14	12	13
	特にない	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	わからない	8	3	5	1	0	1	3	0	1	0	0	1	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	17	3	14	0	1	0	1	1	1	1	2	1	9
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 21 ⑧	次の事項について、女性の 人権が尊重されていない と感じるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
女性に対するストーリーカー （つきまとい行為）	人権が尊重されていない と感じる	201	91	110	12	19	12	14	17	27	22	24	28	26
	どちらともいえない	87	32	55	8	11	5	13	7	10	7	12	5	9
	そうは感じない	28	9	19	2	3	4	4	1	3	0	7	2	2
	特にない	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	わからない	8	3	5	1	0	1	3	0	1	0	0	1	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	16	4	12	0	0	0	1	1	1	2	2	1	8
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 21 ⑨	次の事項について、女性の人権が尊重されていないと感じるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
痴漢行為	人権が尊重されていないと感じる	234	102	132	15	26	16	21	18	31	23	30	30	24
	どちらともいえない	54	21	33	5	5	1	7	6	6	5	6	4	9
	そうは感じない	22	6	16	1	2	3	3	1	3	0	6	1	2
	特にない	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	わからない	8	3	5	1	0	1	3	0	1	0	0	1	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	22	7	15	1	0	1	1	1	1	3	3	1	10
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 21 ⑩	次の事項について、女性の人権が尊重されていないと感じるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
男女の固定的な役割分担意識を押しつける	人権が尊重されていないと感じる	188	76	112	12	22	11	20	16	24	20	22	17	24
	どちらともいえない	90	36	54	8	11	4	9	7	14	7	11	10	9
	そうは感じない	34	18	16	2	0	5	2	2	2	3	8	6	4
	特にない	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	わからない	8	3	5	1	0	1	3	0	1	0	0	1	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	20	6	14	0	0	1	1	1	1	1	4	3	8
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -1 ①	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことが行われた場合、DVだと思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
殴る、蹴る	DVにあたる	315	128	187	22	33	22	31	24	41	29	42	31	40
	どちらともいえない	12	8	4	1	0	0	3	0	0	2	1	5	0
	DVにあたらない	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	無回答	13	2	11	0	0	0	1	2	1	0	3	0	6
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -1 ②	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことが行われた場合、DVだと思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
殴るふりをして、刃物を突きつけておどす	DVにあたる	308	124	184	21	33	19	32	24	40	28	42	32	37
	どちらともいえない	15	10	5	1	0	3	2	0	0	2	1	4	2
	DVにあたらない	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	無回答	16	3	13	0	0	0	1	2	2	1	3	0	7
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -1 ③	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことが行われた場合、DV だと思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
物を投げる	DV にあたる	222	93	129	14	20	13	23	18	31	22	28	26	27
	どちらともいえない	98	38	60	8	13	9	10	5	10	9	16	7	11
	DV にあたらない	6	5	1	1	0	0	1	1	0	0	0	3	0
	無回答	15	3	12	0	0	0	1	2	1	0	2	1	8
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -1 ④	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことが行われた場合、DV だと思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
長期間無視をする	DV にあたる	163	73	90	10	13	11	16	13	23	17	20	22	18
	どちらともいえない	139	52	87	8	18	8	14	10	15	13	21	13	19
	DV にあたらない	24	12	12	5	2	3	4	1	3	1	2	2	1
	無回答	15	2	13	0	0	0	1	2	1	0	3	0	8
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -1 ⑤	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことが行われた場合、DV だと思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
鳴る、暴言をあげる、大声で怒る	DV にあたる	259	97	162	18	29	14	30	17	35	21	35	27	33
	どちらともいえない	63	36	27	4	4	8	4	6	6	10	7	8	6
	DV にあたらない	7	4	3	1	0	0	0	1	0	0	1	2	2
	無回答	12	2	10	0	0	0	1	2	1	0	3	0	5
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -1 ⑥	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことが行われた場合、DV だと思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
生活費を渡さない	DV にあたる	238	99	139	16	22	16	25	18	28	21	32	28	32
	どちらともいえない	76	30	46	4	9	3	9	5	11	10	10	8	7
	DV にあたらない	14	8	6	3	2	3	0	1	2	0	1	1	1
	無回答	13	2	11	0	0	0	1	2	1	0	3	0	6
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -1 ⑦	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことが行われた場合、DV だと思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
害働くことを妨げる	DV にあたる	223	91	132	14	22	12	24	19	31	23	25	23	30
	どちらともいえない	93	42	51	8	9	8	10	5	9	8	15	13	8
	DV にあたらない	10	4	6	1	2	2	0	0	1	0	3	1	0
	無回答	15	2	13	0	0	0	1	2	1	0	3	0	8
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -1 ⑧	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことが行われた場合、DVだと思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
嫌がっている 性的な行為 を強要する	DVにあたる	274	108	166	20	30	16	31	20	37	25	36	27	32
	どちらともいえない	50	26	24	3	3	5	3	3	4	6	7	9	7
	DVにあたらない	4	3	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1
	無回答	13	2	11	0	0	0	1	2	1	0	3	0	6
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -1 ⑨	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことが行われた場合、DVだと思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
無理やり ビデオや 雑誌を見せる	DVにあたる	229	91	138	15	24	9	27	19	33	21	27	27	27
	どちらともいえない	85	38	47	4	7	12	6	5	7	9	16	8	11
	DVにあたらない	13	7	6	4	2	1	1	0	1	0	1	2	1
	無回答	14	3	11	0	0	0	1	2	1	1	3	0	6
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	47	37	45

問 22 -1 ⑩	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことが行われた場合、DVだと思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
交友関係や 行動を細かく 監視する	DVにあたる	199	79	120	11	20	10	17	15	30	22	26	21	27
	どちらともいえない	111	50	61	11	11	10	16	7	10	9	13	13	11
	DVにあたらない	18	8	10	1	2	2	1	2	1	0	4	3	2
	無回答	13	2	11	0	0	0	1	2	1	0	3	0	6
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -1 ⑪	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことが行われた場合、DVだと思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
外出制限をする	DVにあたる	201	76	125	15	25	11	22	14	28	17	26	19	24
	どちらともいえない	108	53	55	6	5	10	10	8	11	14	14	15	15
	DVにあたらない	19	8	11	2	3	1	2	2	2	0	3	3	1
	無回答	13	2	11	0	0	0	1	2	1	0	3	0	6
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -2 ①	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことをしたり、されたことがあるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
殴る、蹴る	した	7	5	2	0	0	0	2	2	0	1	0	2	0
	された	25	5	20	1	2	0	4	2	7	1	3	1	4
	したことも、されたこともある	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	309	129	180	22	31	22	29	22	35	29	43	34	42
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -2②	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことをしたり、されたことがあるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
けり、殴るふりをした ておどす り、刃物を突きつ	した	2	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	された	10	2	8	0	1	0	1	1	3	0	1	1	2
	したことも、されたこともある	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	329	135	194	22	32	22	34	24	39	31	45	36	44
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -2③	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことをしたり、されたことがあるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
物を投げる	した	12	8	4	0	1	1	1	1	0	4	0	2	2
	された	23	5	18	0	1	0	1	2	7	1	7	2	2
	したことも、されたこともある	4	1	3	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
	無回答	302	125	177	22	30	21	32	23	34	26	39	33	42
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -2④	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことをしたり、されたことがあるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
長期間無視をする	した	12	7	5	0	0	1	0	0	3	3	2	3	0
	された	10	4	6	0	2	0	1	4	1	0	1	0	1
	したことも、されたこともある	8	4	4	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1
	無回答	311	124	187	23	30	20	34	21	37	27	42	33	44
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -2⑤	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことをしたり、されたことがあるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
大声で怒鳴る、 暴言をあげせる、	した	5	5	0	1	0	0	0	2	0	1	0	1	0
	された	15	2	13	0	1	0	1	1	3	0	5	1	3
	したことも、されたこともある	2	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	無回答	319	132	187	22	31	22	34	23	38	30	41	35	43
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -2⑥	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことをしたり、されたことがあるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
生活費を渡さない	した	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	された	10	1	9	0	0	0	2	1	3	0	1	0	3
	したことも、されたこともある	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	329	136	193	23	33	22	33	25	39	31	45	35	43
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -2 ⑦	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことをしたり、されたことがあるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
働くことを妨害する	した	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	された	6	1	5	0	0	0	0	1	3	0	1	0	1
	したことも、されたこともある	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	334	137	197	23	33	22	35	25	39	31	45	36	45
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -2 ⑧	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことをしたり、されたことがあるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
性的な行為を強要する 嫌がっているのに	した	6	6	0	0	0	2	0	1	0	2	0	1	0
	された	16	1	15	0	0	0	4	0	4	0	5	1	2
	したことも、されたこともある	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	319	132	187	23	33	20	31	25	38	29	41	35	44
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -2 ⑨	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことをしたり、されたことがあるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
無理やりポルノビデオや雑誌を見せる	した	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	された	2	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
	したことも、されたこともある	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	338	138	200	23	33	22	34	25	41	31	46	37	46
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -2 ⑩	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことをしたり、されたことがあるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
交友関係や行動を細かく監視する	した	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	
	された	10	1	9	0	1	0	2	0	5	0	0	1	
	したことも、されたこともある	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	無回答	329	136	193	23	32	22	33	25	37	31	46	35	45
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 22 -2 ⑪	配偶者や恋人などパートナーの間で次のようなことをしたり、されたことがあるか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
外出制限をする	した	3	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0
	された	8	2	6	0	1	0	1	1	3	0	0	1	1
	したことも、されたこともある	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	無回答	329	135	194	23	31	22	34	25	38	31	46	34	45
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 23	DVをしたり、されたりしたとき、その後どうしたか。 (問 22 で回答した方のみ。複数回答)	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	夫婦や恋人などパートナー同士で話し合った	30	12	18	2	4	2	3	4	7	3	3	1	1
	親や兄弟姉妹、親族に相談した	16	3	13	1	1	0	2	1	5	0	2	1	3
	友人や知人に相談した	14	4	10	0	1	1	2	2	2	0	4	1	1
	公的な機関に相談した	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	民間のカウンセラーや心療内科などの医療機関に相談した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	安全なところに避難した	5	1	4	0	0	0	1	0	3	0	0	1	0
	パートナーが怖くて、何もできなかった	6	0	6	0	2	0	1	0	3	0	0	0	0
	どこにも相談しなかった	37	15	22	1	1	2	3	2	5	4	6	6	7
	その他	6	2	4	0	0	1	0	0	2	0	0	1	2
	無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	115	37	78	4	9	6	12	9	27	7	16	11	14

問 24	どこにも相談しなかった、相談できなかったのはなぜか。(問 23 で何もできなかった、相談しなかったと回答した方のみ。複数回答)	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	どこに相談してよいのかわからなかった	5	0	5	0	1	0	1	0	0	0	2	0	1
	相談しても無駄だと思った	6	1	5	0	2	1	0	0	1	0	2	0	0
	相談したことがわかると、仕返しを受けると思った	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	恥ずかしくて誰にも言えなかった	8	1	7	0	1	0	2	1	2	0	0	0	2
	自分さえ我慢すればよいと思った	15	4	11	0	1	0	1	1	3	2	3	1	3
	自分にも落ち度があると思った	11	3	8	0	3	1	1	1	2	0	2	1	0
	自分のための好意的な行為だと思った	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	相談するほどのことでもないと思った	23	10	13	1	2	1	1	2	3	2	3	4	4
	その他	3	2	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	合計	73	21	52	2	11	3	6	5	12	5	12	6	11

問 25	DVをなくすためには何が 必要か。(複数回答)	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	家庭や学校における男女の人権尊重や性についての教育を充実させる	173	80	93	8	9	11	14	20	19	17	23	24	28
	暴力や性に関する意識改革のための啓発をする	123	55	68	12	12	6	10	9	15	15	17	13	14
	被害者のための窓口や相談所、保護施設を設ける	179	63	116	13	20	10	19	12	27	14	26	14	24
	加害者に対するカウンセリングや更生プログラムなどを実施する	125	50	75	13	13	5	16	10	18	12	15	10	13
	警察や裁判所に被害届を出しやすい環境をつくる	223	89	134	16	29	16	26	18	27	18	27	21	25
	捜査や裁判等の過程で被害者の心情等に配慮する	102	34	68	10	9	3	12	9	15	8	18	4	14
	法律、制度の制定や見直しを行う	114	54	60	17	9	10	12	9	17	10	15	8	7
	その他	10	5	5	1	1	2	2	0	2	1	0	1	0
	無回答	17	3	14	0	0	1	1	1	1	1	6	0	6
	合計	1066	433	633	90	102	64	112	88	141	96	147	95	131

問 26 ①	今の社会で、次のような各分野での男女の地位が平等になっていると思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
家庭の場で	男性の方が非常に優遇されている	35	10	25	2	3	3	7	1	3	0	7	4	5
	どちらかといえば男性の方が優遇されている	150	65	85	7	14	7	8	14	22	19	24	18	17
	平等	100	45	55	10	9	8	14	7	9	9	8	11	15
	どちらかといえば女性の方が優遇されている	16	7	9	1	1	2	0	1	3	2	4	1	1
	女性の方が非常に優遇されている	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
	わからない	27	7	20	2	6	1	5	2	4	1	3	1	2
	無回答	11	3	8	1	0	0	1	1	1	0	0	1	6
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 26 ②	今の社会で、次のような各分野での男女の地位が平等になっていると思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
職場で	男性の方が非常に優遇されている	54	18	36	5	6	3	5	4	8	1	10	5	7
	どちらかといえば男性の方が優遇されている	170	76	94	7	13	9	17	13	16	23	23	24	25
	平等	66	27	39	5	10	5	6	7	12	6	7	4	4
	どちらかといえば女性の方が優遇されている	9	8	1	2	1	4	0	1	0	0	0	1	0
	女性の方が非常に優遇されている	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	わからない	30	6	24	3	3	1	6	0	5	1	5	1	5
	無回答	12	4	8	1	0	0	1	1	1	0	0	2	6
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	45	37	47

問 26 ③	今の社会で、次のような各分野での男女の地位が平等になっていると思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
学校教育の場で	男性の方が非常に優遇されている	4	2	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1
	どちらかといえば男性の方が優遇されている	64	20	44	2	5	3	7	2	9	6	12	7	11
	平等	206	96	110	15	22	16	20	19	25	21	23	25	20
	どちらかといえば女性の方が優遇されている	9	7	2	1	1	1	0	2	0	1	0	2	1
	女性の方が非常に優遇されている	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	わからない	46	11	35	3	5	1	6	2	6	3	11	2	7
	無回答	12	3	9	1	0	0	1	1	2	0	0	1	6
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 26 ④	今の社会で、次のような各分野での男女の地位が平等になっていると思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
政治の場で	男性の方が非常に優遇されている	103	32	71	7	14	4	15	7	12	9	18	5	12
	どちらかといえば男性の方が優遇されている	136	59	77	4	14	10	13	11	21	15	15	19	14
	平等	52	33	19	6	1	5	4	5	4	6	2	11	8
	どちらかといえば女性の方が優遇されている	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	女性の方が非常に優遇されている	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	わからない	37	11	26	5	4	3	2	1	4	1	10	1	6
	無回答	12	3	9	1	0	0	1	1	1	0	0	1	7
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	45	37	47

問 26 ⑤	今の社会で、次のような各分野での男女の地位が平等になっていると思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
法律や制度の上で	男性の方が非常に優遇されている	29	10	19	3	2	1	2	1	6	2	5	3	4
	どちらかといえば男性の方が優遇されている	115	45	70	4	9	7	17	8	15	14	15	12	14
	平等	108	55	53	6	11	9	8	9	12	14	10	17	12
	どちらかといえば女性の方が優遇されている	17	9	8	2	4	2	1	4	2	0	1	1	0
	女性の方が非常に優遇されている	3	3	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	わからない	53	11	42	5	7	2	6	1	6	1	13	2	10
	無回答	16	6	10	1	0	1	1	2	1	0	2	2	6
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	46	37	46

問 26 ⑥	今の社会で、次のような各分野での男女の地位が平等になっていると思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
社会通念、慣習、しきたりなどで	男性の方が非常に優遇されている	88	27	61	3	8	4	8	9	14	5	19	6	12
	どちらかといえば男性の方が優遇されている	168	77	91	8	13	14	18	11	20	21	18	23	22
	平等	36	20	16	5	8	2	2	3	2	4	2	6	2
	どちらかといえば女性の方が優遇されている	7	5	2	3	1	0	0	1	0	0	1	1	0
	女性の方が非常に優遇されている	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	わからない	28	6	22	3	3	2	6	0	5	1	4	0	4
	無回答	14	4	10	1	0	0	1	2	1	0	1	1	7
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	45	37	47

問 26 ⑦	今の社会で、次のような各分野での男女の地位が平等になっていると思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
就職の際に	男性の方が非常に優遇されている	37	15	22	2	4	3	2	5	5	2	7	3	4
	どちらかといえば男性の方が優遇されている	170	66	104	6	15	11	21	8	19	21	24	20	25
	平等	75	41	34	8	10	6	6	10	8	7	5	10	5
	どちらかといえば女性の方が優遇されている	6	5	1	2	0	1	0	1	0	0	1	1	0
	女性の方が非常に優遇されている	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	わからない	38	8	30	3	4	1	5	1	8	1	6	2	7
	無回答	15	4	11	2	0	0	1	1	2	0	2	1	6
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	45	37	47

問 26 ⑧	今の社会で、次のような各分野での男女の地位が平等になっていると思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
地域活動で	男性の方が非常に優遇されている	37	16	21	2	1	3	2	4	5	3	8	4	5
	どちらかといえば男性の方が優遇されている	134	50	84	2	8	6	14	8	17	17	23	17	22
	平等	102	53	49	11	14	10	11	9	10	10	6	13	8
	どちらかといえば女性の方が優遇されている	10	6	4	2	1	1	0	2	1	0	1	1	1
	女性の方が非常に優遇されている	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	わからない	47	11	36	5	9	2	7	2	8	1	7	1	5
	無回答	11	3	8	1	0	0	1	1	1	0	0	1	6
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	45	37	47

問 26 ㊟	今の社会で、次のような各分野での男女の地位が平等になっていると思うか。	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
社会全体として	男性の方が非常に優遇されている	46	15	31	2	3	3	4	2	5	2	12	6	7
	どちらかといえば男性の方が優遇されている	200	91	109	11	15	14	21	17	26	25	22	24	25
	平等	35	16	19	2	8	3	3	3	2	3	4	5	2
	どちらかといえば女性の方が優遇されている	8	5	3	3	1	1	0	1	0	0	1	0	1
	女性の方が非常に優遇されている	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	わからない	40	8	32	4	6	1	6	1	8	1	5	1	7
	無回答	12	4	8	1	0	0	1	2	1	0	1	1	5
	合計	341	139	202	23	33	22	35	26	42	31	45	37	47

問 27	女性の管理職やリーダーが少ないようですが、その原因は何か。(複数回答)	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	責任ある地位につきたいから	106	52	54	8	11	11	10	13	10	10	13	10	10
	家事・育児に忙しく、仕事や地域活動に専念できないから	177	68	109	10	19	10	20	13	25	15	23	20	22
	組織活動の経験が少ないから	84	33	51	6	5	4	8	3	14	11	10	9	14
	指導力のある女性が少ないから	68	27	41	3	8	5	4	2	10	5	12	12	7
	女性がリーダーでは、女性がついてこないから	11	3	8	0	0	0	2	2	2	1	0	0	4
	女性がリーダーでは、男性がついてこないから	38	15	23	3	4	3	6	3	5	4	6	2	2
	女性がリーダーでは、軽く見られるから	63	23	40	9	10	4	6	3	3	3	10	4	11
	男性がリーダーとなるのが社会慣行だから	102	42	60	5	10	4	10	10	8	13	18	10	14
	その他	10	5	5	2	0	2	3	0	2	0	0	1	0
	無回答	6	4	2	1	0	2	0	0	2	0	0	1	0
	合計	665	272	393	47	67	45	69	49	81	62	92	69	84

問 28	男女が、家庭、職場、地域社会、政治の場などあらゆる分野で、男女共同参画を実現するには、今後どのようなことに力をいれていくべきか。(複数回答)	合計	全体		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	男女平等を目指した制度の制定や見直し	113	45	68	10	10	5	13	8	18	12	11	10	16
	政策・方針決定の場への女性の参画を積極的に進める	100	56	44	4	8	11	4	10	9	13	13	18	10
	各種団体の女性リーダーの育成	67	30	37	5	8	5	4	4	4	4	14	12	7
	働く場での男女格差をなくすように事業主に啓発する	88	35	53	5	10	4	9	5	10	12	13	9	11
	就労機会の確保、職業教育や職業訓練の充実	51	21	30	3	7	5	5	6	3	4	12	3	3
	家事や子育て・介護などを両立できるような支援・サービスの充実	257	94	163	17	30	17	29	19	36	18	37	23	31
	学校教育や社会教育・生涯学習の場での男女平等や相互理解についての学習の充実	84	34	50	4	6	3	9	7	12	9	7	11	16
	男女共同参画に関する情報提供や交流の場となる拠点設備の整備	25	9	16	2	1	2	3	3	3	1	3	1	6
	各国の女性との交流や情報提供などの国際交流の推進	21	8	13	1	5	4	3	1	3	1	2	1	0
	広報紙やパンフレットなどによる男女平等や相互理解・協力についてのPR	17	8	9	2	0	0	3	0	0	3	3	3	3
	企業や行政がワークライフバランスを積極的に進める	114	46	68	9	10	9	17	8	17	9	10	11	14
	男女共同参画の視点から見た防災への理解を深める	5	4	1	1	0	0	0	0	0	2	1	1	0
	その他	5	2	3	0	0	0	2	0	1	2	0	0	0
	無回答	12	3	9	1	0	0	0	0	2	0	2	2	5
	合計	959	395	564	64	95	65	101	71	118	90	128	105	122

## 久慈市男女共同参画に関する意識調査(中学生・高校生)の概要

### 1 目的

平成 25 年度で「久慈市男女共同参画計画」が終了することから、第 2 次久慈市男女共同参画計画（仮称）の策定に向けた基礎資料を得るとともに、男女共同参画に対する意識や考え方、現状等について幅広い年代においてアンケートにより調査を実施する。

### 2 名称

久慈市男女共同参画に関するアンケート

### 3 調査内容

- (1) 家庭や地域での生活について
- (2) 将来の進路について
- (3) 男女共同参画社会について

### 4 調査設計

- (1) 調査地域 市内全域
- (2) 調査対象 市内の全中学校及び高校に通う 2 年生
- (3) 標本数 756 人
- (4) 調査方法 配布・回収（無記名）
- (5) 調査期間 平成 24 年 12 月 13 日から平成 25 年 1 月 31 日まで

### 5 回収結果

756 人のうち回収者数 735 人（97.2%）

有効回答者数 727 人、無効回答者数 8 人

回答者数 735 人の内訳（性別） 単位：人

学校	全体	男性	女性
中学生	349	180	169
高校生	378	183	195
無回答（無効）	8	-	-
合計	735	363	364

### 6 集計について

- (1) 回答の比率は、各設問に対する回答者数を基礎として算出しているため、複数回答設問については、回答の比率が 100%を超える場合がある。
- (2) 集計にあたっては、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しているため、回答の比率の合計が 100%にならない場合がある。

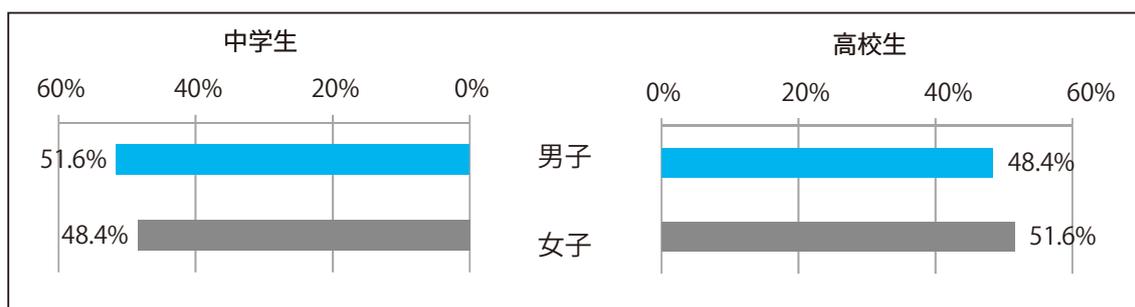
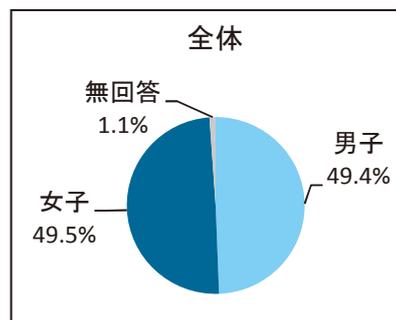
### 7 実施主体

久慈市健康福祉部子育て支援課

## 8 回答者の属性

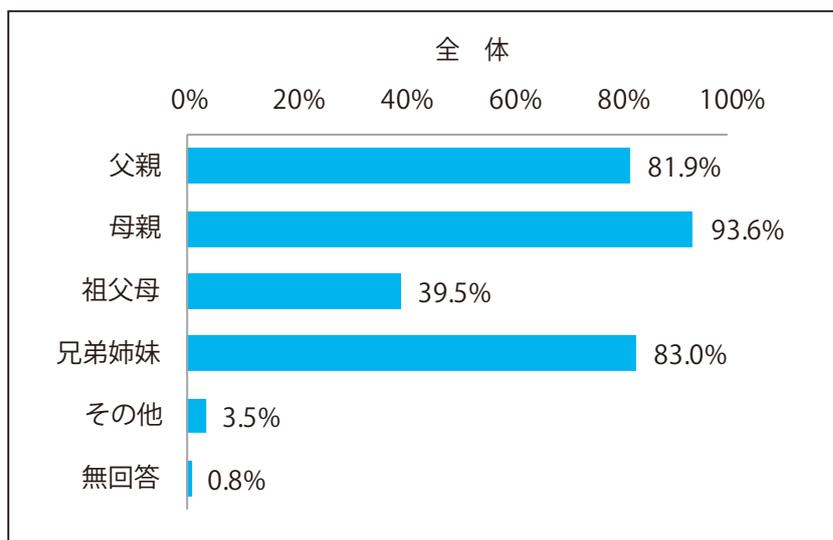
### (1) 性別構成

	全体	中学生	高校生
男子	363	180	183
女子	364	169	195
無回答	8		
計	735	349	378



### (2) 家族構成

	全 体	中 学 生			高 校 生		
		計	男子	女子	計	男子	女子
父 親	602	292	149	143	310	151	159
母 親	688	332	170	162	356	173	183
祖 父 母	290	158	78	80	132	70	62
兄 弟 姉 妹	610	310	162	148	300	140	160
そ の 他	26	18	3	15	8	7	1
無 回 答	6	4	3	1	2	1	1
計	2,222	1,114	565	549	1,108	542	566



## 9 集計結果

問4 (1)	家の中でお手伝いをどれくらいしているか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
食事をつくる	よくしている	46	20	26	11	9	9	17
	時々している	264	110	154	52	74	58	80
	していない	323	177	146	88	67	89	79
	必要がない	41	30	11	16	7	14	4
	無回答	53	26	27	13	12	13	15
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問4 (2)	家の中でお手伝いをどれくらいしているか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
食後の片づけ	よくしている	287	139	148	69	75	70	73
	時々している	279	135	144	68	60	67	84
	していない	118	67	51	33	24	34	27
	必要がない	10	8	2	3	2	5	0
	無回答	33	14	19	7	8	7	11
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問4 (3)	家の中でお手伝いをどれくらいしているか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
自分の部屋の掃除	よくしている	225	77	148	27	75	50	73
	時々している	358	214	144	110	60	104	84
	していない	93	42	51	24	24	18	27
	必要がない	19	17	2	12	2	5	0
	無回答	32	13	19	7	8	6	11
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問4 (4)	家の中でお手伝いをどれくらいしているか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
家の中の掃除	よくしている	65	28	37	15	26	13	11
	時々している	360	169	191	83	91	86	100
	していない	234	128	106	63	41	65	65
	必要がない	20	15	5	8	1	7	4
	無回答	48	23	25	11	10	12	15
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問4 (5)	家の中でお手伝いをどれくらいしているか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
洗濯	よくしている	106	36	70	19	30	17	40
	時々している	229	95	134	48	57	47	77
	していない	318	185	133	87	68	98	65
	必要がない	26	21	5	12	3	9	2
	無回答	48	26	22	14	11	12	11
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問4(6)	家の中でお手伝いをどれくらいしているか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
ゴミ出し	よくしている	44	27	17	17	7	10	10
	時々している	175	101	74	58	43	43	31
	していない	406	190	216	83	89	107	127
	必要がない	48	22	26	11	16	11	10
	無回答	54	23	31	11	14	12	17
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問4(7)	家の中でお手伝いをどれくらいしているか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
ペットの世話	よくしている	107	42	65	25	30	17	35
	時々している	143	64	79	29	42	35	37
	していない	91	52	39	21	23	31	16
	必要がない	333	177	156	92	63	85	93
	無回答	53	28	25	13	11	15	14
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問4(8)	家の中でお手伝いをどれくらいしているか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
弟・妹の世話	よくしている	70	25	45	17	25	8	20
	時々している	105	49	56	22	24	27	32
	していない	156	95	61	44	33	51	28
	必要がない	338	168	170	83	73	85	97
	無回答	58	26	32	14	14	12	18
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問4(9)	家の中でお手伝いをどれくらいしているか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
買い物やおつかい	よくしている	54	26	28	14	13	12	15
	時々している	238	107	131	51	55	56	76
	していない	308	165	143	80	68	85	75
	必要がない	73	40	33	21	21	19	12
	無回答	54	25	29	14	12	11	17
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問4(10)	家の中でお手伝いをどれくらいしているか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
親の仕事の手伝い	よくしている	28	18	10	12	7	6	3
	時々している	105	58	47	29	23	29	24
	していない	266	144	122	69	57	75	65
	必要がない	267	117	150	56	67	61	83
	無回答	61	26	35	14	15	12	20
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問5(1)	クラスや学校で、女子と男子のどちらが多いか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
会場準備資料づくりや	女子の方が多い	106	39	67	18	27	21	40
	どちらともいえない	563	281	282	142	136	139	146
	男子の方が多い	56	42	14	19	5	23	9
	無回答	2	1	1	1	1	0	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問5 (2)	クラスや学校で、女子と男子のどちらが多いか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
行事後の後片づけ	女子の方が多い	117	40	77	21	25	19	52
	どちらともいえない	536	269	267	130	132	139	135
	男子の方が多い	72	53	19	28	11	25	8
	無回答	2	1	1	1	1	0	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問5 (3)	クラスや学校で、女子と男子のどちらが多いか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
重い荷物を運ぶ	女子の方が多い	17	6	11	2	7	4	4
	どちらともいえない	175	75	100	36	47	39	53
	男子の方が多い	530	281	249	141	113	140	136
	無回答	5	1	4	1	2	0	2
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問5 (4)	クラスや学校で、女子と男子のどちらが多いか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
文化祭等を中心 に な っ て 計 画 す る	女子の方が多い	108	38	70	29	40	9	30
	どちらともいえない	522	268	254	130	118	138	136
	男子の方が多い	95	57	38	21	9	36	29
	無回答	2	0	2	0	2	0	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問5 (5)	クラスや学校で、女子と男子のどちらが多いか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
学級会等で意見 を述べる	女子の方が多い	78	35	43	20	16	15	27
	どちらともいえない	513	267	246	137	112	130	134
	男子の方が多い	134	61	73	23	39	38	34
	無回答	2	0	2	0	2	0	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問5 (6)	クラスや学校で、女子と男子のどちらが多いか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
理科の実験の リ ー ダ ー	女子の方が多い	56	22	34	16	20	6	14
	どちらともいえない	564	279	285	134	123	145	162
	男子の方が多い	104	60	44	29	25	31	19
	無回答	3	2	1	1	1	1	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問5 (7)	クラスや学校で、女子と男子のどちらが多いか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
調理実習の リ ー ダ ー	女子の方が多い	215	86	129	57	79	29	50
	どちらともいえない	483	259	224	119	84	140	140
	男子の方が多い	23	16	7	3	5	13	2
	無回答	6	2	4	1	1	1	3
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問5(8)	クラスや学校で、女子と男子のどちらが多いか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
指揮者 合奏・合唱の	女子の方が多い	132	63	69	38	38	25	31
	どちらともいえない	454	223	231	75	79	148	152
	男子の方が多い	129	73	56	66	50	7	6
	無回答	12	4	8	1	2	3	6
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問5(9)	クラスや学校で、女子と男子のどちらが多いか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
先生から厳しく 注意される	女子の方が多い	18	9	9	7	6	2	3
	どちらともいえない	304	155	149	71	60	84	89
	男子の方が多い	403	198	205	102	102	96	103
	無回答	2	1	1	0	1	1	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問5(10)	クラスや学校で、女子と男子のどちらが多いか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
先生が優しくする	女子の方が多い	222	145	77	94	46	51	31
	どちらともいえない	489	215	274	86	115	129	159
	男子の方が多い	15	3	12	0	7	3	5
	無回答	1	0	1	0	1	0	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問6	「女(男)だから、〇〇しなさい」と言われたことがあるか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
	よく言われる	53	14	39	12	27	2	12
	ときどき言われる	239	115	124	31	49	84	75
	あまり言われない	211	135	76	39	36	96	40
	言われたことがない	198	93	105	92	45	1	60
	無回答	26	6	20	6	12	0	8
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問7(1)	次の事項で、「女(男)だから、〇〇しなさい」と言われたことがあるか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
お手伝い	ある	207	69	138	36	69	33	69
	ない	187	83	104	47	48	36	56
	無回答	8	2	6	0	3	2	3
	合計	402	154	248	83	120	71	128

問7-2(1)	言われた時の気持ちを教えてください。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
お手伝い	納得した	50	17	33	7	17	10	16
	仕方がないと思った	96	33	63	18	29	15	34
	腹が立った	45	13	32	9	17	4	15
	その他	15	6	9	2	6	4	3
	無回答	0	0	0	0	0	0	0
	合計	206	69	137	36	69	33	68

問7(2)	次の事項で、「女(男)だから、〇〇しなさい」と言われたことがあるか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
泣いたこと	ある	85	64	21	31	9	33	12
	ない	308	87	221	51	108	36	113
	無回答	9	3	6	1	2	2	4
	合計	402	154	248	83	119	71	129

問7-2(2)	言われた時の気持ちを教えてください。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
泣いたこと	納得した	17	17	0	10	0	7	0
	仕方がないと思った	32	23	9	9	3	14	6
	腹が立った	27	19	8	10	4	9	4
	その他	7	4	3	2	2	2	1
	無回答	1	1	0	0	0	1	0
	合計	84	64	20	31	9	33	11

問7(3)	次の事項で、「女(男)だから、〇〇しなさい」と言われたことがあるか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
整理整頓	ある	219	56	163	30	81	26	82
	ない	175	95	80	52	37	43	43
	無回答	8	3	5	1	1	2	4
	合計	402	154	248	83	119	71	129

問7-2(3)	言われた時の気持ちを教えてください。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
整理整頓	納得した	72	18	54	8	26	10	28
	仕方がないと思った	99	27	72	16	38	11	34
	腹が立った	29	6	23	5	13	1	10
	その他	16	3	13	0	4	3	9
	無回答	3	2	1	1	0	1	1
	合計	219	56	163	30	81	26	82

問7(4)	次の事項で、「女(男)だから、〇〇しなさい」と言われたことがあるか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
家に帰る時刻	ある	115	43	72	17	37	26	35
	ない	278	108	170	65	79	43	91
	無回答	9	3	6	1	3	2	3
	合計	402	154	248	83	119	71	129

問7-2(4)	言われた時の気持ちを教えてください。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
家に帰る時刻	納得した	30	14	16	4	9	10	7
	仕方がないと思った	40	18	22	7	9	11	13
	腹が立った	33	5	28	4	15	1	13
	その他	10	5	5	2	3	3	2
	無回答	2	1	1	0	1	1	0
	合計	115	43	72	17	37	26	35

問7(5)	次の事項で、「女(男)だから、〇〇しなさい」と言われたことがあるか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
勉	ある	97	59	38	41	21	18	17
	ない	296	92	204	41	96	51	108
強	無回答	9	3	6	1	2	2	4
	合計	402	154	248	83	119	71	129

問7-2(5)	言われた時の気持ちを答えてください。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
勉 強	納得した	30	21	9	14	5	7	4
	仕方がないと思った	31	19	12	13	7	6	5
	腹が立った	24	12	12	11	7	1	5
	その他	10	5	5	2	2	3	3
	無回答	2	2	0	1	0	1	0
	合計	97	59	38	41	21	18	17

問7(6)	次の事項で、「女(男)だから、〇〇しなさい」と言われたことがあるか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
テレビの番組	ある	57	43	14	11	6	32	8
	ない	336	108	228	71	111	37	117
	無回答	9	3	6	1	2	2	4
	合計	402	154	248	83	119	71	129

問7-2(6)	言われた時の気持ちを答えてください。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
テレビの番組	納得した	10	10	0	1	0	9	0
	仕方がないと思った	23	18	5	5	1	13	4
	腹が立った	12	7	5	4	3	3	2
	その他	11	7	4	1	2	6	2
	無回答	1	1	0	0	0	1	0
	合計	57	43	14	11	6	32	8

問7(7)	次の事項で、「女(男)だから、〇〇しなさい」と言われたことがあるか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
言葉づかい	ある	221	46	175	27	82	19	93
	ない	175	105	70	55	36	50	34
	無回答	7	3	4	1	1	2	3
	合計	403	154	249	83	119	71	130

問7-2(7)	言われた時の気持ちを答えてください。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
言葉づかい	納得した	65	12	53	5	16	7	37
	仕方がないと思った	78	19	59	13	32	6	27
	腹が立った	50	10	40	8	22	2	18
	その他	24	4	20	1	11	3	9
	無回答	4	1	3	0	1	1	2
	合計	221	46	175	27	82	19	93

問7(8)	次の事項で、「女(男)だから、〇〇しなさい」と言われたことがあるか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
すわり方	ある	166	32	134	13	62	19	72
	ない	229	119	110	69	55	50	55
	無回答	8	3	5	1	2	2	3
	合計	403	154	249	83	119	71	130

問7-2(8)	言われた時の気持ちを教えてください。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
すわり方	納得した	60	12	48	5	17	7	31
	仕方がないと思った	67	11	56	5	27	6	29
	腹が立った	23	5	18	3	10	2	8
	その他	14	3	11	0	7	3	4
	無回答	2	1	1	0	1	1	0
	合計	166	32	134	13	62	19	72

問7(9)	次の事項で、「女(男)だから、〇〇しなさい」と言われたことがあるか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
食へ方	ある	107	37	70	18	32	19	38
	ない	287	114	173	64	85	50	88
	無回答	8	3	5	1	2	2	3
	合計	402	154	248	83	119	71	129

問7-2(9)	言われた時の気持ちを教えてください。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
食へ方	納得した	53	15	38	7	18	8	20
	仕方がないと思った	32	14	18	6	7	8	11
	腹が立った	11	4	7	4	3	0	4
	その他	9	3	6	1	4	2	2
	無回答	2	1	1	0	0	1	1
	合計	107	37	70	18	32	19	38

問7(10)	次の事項で、「女(男)だから、〇〇しなさい」と言われたことがあるか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
衣服	ある	107	40	67	21	35	19	32
	ない	289	111	178	61	83	50	95
	無回答	7	3	4	1	1	2	3
	合計	403	154	249	83	119	71	130

問7-2(10)	言われた時の気持ちを教えてください。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
衣服	納得した	27	15	12	7	7	8	5
	仕方がないと思った	35	16	19	8	9	8	10
	腹が立った	24	4	20	4	8	0	12
	その他	19	4	15	2	10	2	5
	無回答	2	1	1	0	1	1	0
	合計	107	40	67	21	35	19	32

問8	問7で誰に言われることが多いか。 (複数回答)	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
母		309	104	205	59	100	45	105
父		122	47	75	27	35	20	40
祖母		75	16	59	10	36	6	23
祖父		19	4	15	2	11	2	4
姉		30	12	18	10	6	2	12
兄		17	2	15	0	10	2	5
妹		6	2	4	1	1	1	3
弟		2	2	0	1	0	1	0
友人(女子)		40	13	27	4	8	9	19
友人(男子)		22	8	14	2	3	6	11
女の先生		37	14	23	10	11	4	12
男の先生		29	18	11	12	5	6	6
その他		5	0	5	0	2	0	3
無回答		12	10	2	3	0	7	2
合計		725	252	473	141	228	111	245

問9	将来どの学校まで行きたいか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
中学校		1	0	1	0	0	0	1
高校		187	109	78	64	38	45	40
専門学校・各種学校		143	44	99	19	50	25	49
短期大学		29	14	15	5	7	9	8
大学(4年制)		240	130	110	51	44	79	66
大学院(6年制大学を含む)		23	7	16	3	5	4	11
その他		2	0	2	0	1	0	1
まだ決めていない		96	55	41	35	22	20	19
無回答		6	4	2	3	2	1	0
合計		727	363	364	180	169	183	195

問10 (1)	職業を選ぶとき、次のことがどれくらい大切か。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
収入が多い	とても大切	313	171	142	94	64	77	78
	大切	380	176	204	77	94	99	110
	あまり大切でない	30	13	17	6	11	7	6
	まったく大切でない	3	2	1	2	0	0	1
	無回答	1	1	0	1	0	0	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問10 (2)	職業を選ぶとき、次のことがどれくらい大切か。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
大きな会社である	とても大切	53	37	16	23	6	14	10
	大切	233	124	109	63	56	61	53
	あまり大切でない	393	174	219	79	102	95	117
	まったく大切でない	46	26	20	14	5	12	15
	無回答	2	2	0	1	0	1	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問10 (3)	職業を選ぶとき、次のことがどれくらい大切か。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
自分の好きなことが活かせる	とても大切	428	207	221	105	112	102	109
	大切	258	133	125	64	50	69	75
	あまり大切でない	34	18	16	8	6	10	10
	まったく大切でない	6	4	2	2	1	2	1
	無回答	1	1	0	1	0	0	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問10 (4)	職業を選ぶとき、次のことがどれくらい大切か。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
多くの人の役に立つ	とても大切	340	173	167	89	73	84	94
	大切	297	129	168	61	81	68	87
	あまり大切でない	70	46	24	21	12	25	12
	まったく大切でない	14	10	4	5	2	5	2
	無回答	6	5	1	4	1	1	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問10 (5)	職業を選ぶとき、次のことがどれくらい大切か。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
独立して自分が経営者になる	とても大切	37	22	15	12	8	10	7
	大切	100	60	40	33	22	27	18
	あまり大切でない	409	191	218	87	101	104	117
	まったく大切でない	176	86	90	45	37	41	53
	無回答	5	4	1	3	1	1	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問10 (6)	職業を選ぶとき、次のことがどれくらい大切か。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
休みが多い	とても大切	96	63	33	34	18	29	15
	大切	258	133	125	56	52	77	73
	あまり大切でない	330	148	182	76	84	72	98
	まったく大切でない	36	15	21	11	13	4	8
	無回答	7	4	3	3	2	1	1
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問10 (7)	職業を選ぶとき、次のことがどれくらい大切か。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
安定して長く続けられる	とても大切	586	305	281	149	134	156	147
	大切	127	52	75	26	32	26	43
	あまり大切でない	9	4	5	3	1	1	4
	まったく大切でない	4	1	3	1	2	0	1
	無回答	1	1	0	1	0	0	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問11 (1)	希望する生活を送るために、次のことがどれくらい大切か。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
仕事を持つ	大切	685	347	338	174	155	173	183
	ふつう	37	13	24	4	13	9	11
	大切でない	2	0	2	0	1	0	1
	わからない	2	2	0	1	0	1	0
	無回答	1	1	0	1	0	0	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問11 (2)	希望する生活を送るために、次のことがどれくらい大切か。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
健康を保つ	大切	630	319	311	160	134	159	177
	ふつう	91	42	49	18	32	24	17
	大切でない	3	0	3	0	2	0	1
	わからない	2	1	1	1	1	0	0
	無回答	1	1	0	1	0	0	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問11 (3)	希望する生活を送るために、次のことがどれくらい大切か。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
結婚する	大切	336	194	142	91	51	103	91
	ふつう	289	126	163	65	86	61	77
	大切でない	69	24	45	11	22	13	23
	わからない	32	18	14	12	10	6	4
	無回答	1	1	0	1	0	0	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問11 (4)	希望する生活を送るために、次のことがどれくらい大切か。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
子どもを持つ	大切	307	177	130	81	46	96	84
	ふつう	305	140	165	73	86	67	79
	大切でない	73	25	48	12	28	13	20
	わからない	41	20	21	13	9	7	12
	無回答	1	1	0	1	0	0	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問11 (5)	希望する生活を送るために、次のことがどれくらい大切か。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
家事ができる	大切	520	234	286	104	130	130	156
	ふつう	186	116	70	69	35	47	35
	大切でない	16	8	8	3	4	5	4
	わからない	4	4	0	3	0	1	0
	無回答	1	1	0	1	0	0	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問11 (6)	希望する生活を送るために、次のことがどれくらい大切か。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
ボランティア活動をする	大切	182	100	82	47	25	53	57
	ふつう	407	186	221	91	112	95	109
	大切でない	81	48	33	21	17	27	16
	わからない	55	28	27	20	15	8	12
	無回答	2	1	1	1	0	0	1
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問12	将来、結婚したら共働きするつもりか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
	共働きをしたい	246	89	157	37	57	52	100
	共働きをしたくない	119	70	49	42	22	28	27
	わからない	320	185	135	94	77	91	58
	結婚したくない	42	19	23	7	13	12	10
	無回答	0	0	0	0	0	0	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問 13	見たり聞いたりしたことがある言葉について。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)	383	196	187	61	60	135	127
	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)	307	157	150	69	66	88	84
	男女共同参画社会基本法	376	182	194	25	36	157	158
	ジェンダー	223	104	119	28	37	76	82
	「育児・介護休業法」の改正	334	155	179	46	65	109	114
	次世代育成支援対策推進法	61	31	30	12	18	19	12
	ワーク・ライフ・バランス(仕事と仕事以外の生活の調和)	145	68	77	17	21	51	56
	無回答	162	84	78	69	64	15	14
	合計	1991	977	1014	327	367	650	647

問 14 (1)	男女の地位は平等になっていると思うか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
家 庭 で	男性が非常に優遇されている	172	15	157	6	57	9	100
	どちらかといえば男性が優遇されている	80	31	49	14	22	17	27
	平等	304	169	135	78	77	91	58
	どちらかといえば女性が優遇されている	82	59	23	29	13	30	10
	女性が非常に優遇されている	27	27	0	17	0	10	0
	わからない	57	57	0	32	0	25	0
	無回答	5	5	0	4	0	1	0
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問 14 (2)	男女の地位は平等になっていると思うか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
仕 事 の う え で	男性が非常に優遇されている	107	47	60	28	26	19	34
	どちらかといえば男性が優遇されている	223	91	132	35	58	56	74
	平等	222	128	94	64	46	64	48
	どちらかといえば女性が優遇されている	16	14	2	8	2	6	0
	女性が非常に優遇されている	6	4	2	3	1	1	1
	わからない	141	72	69	38	34	34	35
	無回答	12	7	5	4	2	3	3
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問 14 (3)	男女の地位は平等になっていると思うか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
学 校 で	男性が非常に優遇されている	6	2	4	0	1	2	3
	どちらかといえば男性が優遇されている	21	8	13	3	9	5	4
	平等	482	225	257	98	108	127	149
	どちらかといえば女性が優遇されている	82	57	25	35	13	22	12
	女性が非常に優遇されている	32	21	11	16	10	5	1
	わからない	95	45	50	24	26	21	24
	無回答	9	5	4	4	2	1	2
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問 14 (4)	男女の地位は平等になっていると思うか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
選挙 や 議 会 で	男性が非常に優遇されている	109	51	58	28	26	23	32
	どちらかといえば男性が優遇されている	179	68	111	25	45	43	66
	平等	271	170	101	88	45	82	56
	どちらかといえば女性が優遇されている	2	0	2	0	2	0	0
	女性が非常に優遇されている	3	2	1	1	1	1	0
	わからない	152	66	86	34	47	32	39
	無回答	11	6	5	4	3	2	2
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問 14 (5)	男女の地位は平等になっていると思うか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
社会 の 決 ま り で	男性が非常に優遇されている	50	16	34	8	15	8	19
	どちらかといえば男性が優遇されている	109	39	70	14	34	25	36
	平等	328	191	137	96	57	95	80
	どちらかといえば女性が優遇されている	35	20	15	9	3	11	12
	女性が非常に優遇されている	17	14	3	4	3	10	0
	わからない	178	78	100	45	54	33	46
	無回答	10	5	5	4	3	1	2
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問 14 (6)	男女の地位は平等になっていると思うか。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
地 域 の し き た り で	男性が非常に優遇されている	29	16	13	7	5	9	8
	どちらかといえば男性が優遇されている	59	23	36	9	13	14	23
	平等	335	191	144	87	66	104	78
	どちらかといえば女性が優遇されている	18	7	11	2	7	5	4
	女性が非常に優遇されている	10	9	1	6	1	3	0
	わからない	266	112	154	65	74	47	80
	無回答	10	5	5	4	3	1	2
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問 15	「男は仕事、女は家庭」という考え方について。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
	同感する	206	128	78	74	43	54	35
	同感しない	293	106	187	45	74	61	113
	わからない	224	126	98	60	52	66	46
	無回答	4	3	1	1	0	2	1
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問 16	女性が職業をもつことについて。	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
	女性は職業を持たないほうがよい	6	6	0	2	0	4	0
	結婚するまでは職業をもつほうがよい	58	35	23	22	12	13	11
	子どもができるまでは、職業をもつほうがよい	80	45	35	24	17	21	18
	子どもができたら職業を辞め大きくなったら再び職業をもつほうがよい	206	87	119	49	51	38	68
	子どもができてでもずっと職業を続けるほうがよい	179	55	124	22	55	33	69
	わからない	150	101	49	52	30	49	19
	その他	43	31	12	8	3	23	9
	無回答	5	3	2	1	1	2	1
	合計	727	363	364	180	169	183	195

問 17	今後、男女共同参画社会を目指すにはどのようなことに力をいれていくべきか。(複数回答)	合計	全体		中学生		高校生	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
	男女平等を目指して、行政が制度をつくったり、見直しをする	248	143	105	87	59	56	46
	政策や方針を決める時には女性も積極的に参画できるようにする	138	71	67	39	38	32	29
	あらゆる団体の女性のリーダーを育てる	66	37	29	20	19	17	10
	働く場で男女の差別をなくするように企業に働きかける	342	165	177	76	82	89	95
	就職ができるような社会を目指し、就職しても研修を平等に受けられるようにする	347	173	174	79	72	94	102
	働きながら、子育てや介護を両立できるようにする	434	190	244	82	104	108	140
	学校や公民館で男女共同参画について学習できるようにする	58	35	23	21	9	14	14
	男女共同参画を学習したり、交流できる施設を整備する	72	32	40	18	25	14	15
	国際交流を推進する	137	79	58	31	22	48	36
	広報紙やパンフレットを活用して、男女共同参画をPRする	43	17	26	8	16	9	10
	企業や行政がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を進める	104	46	58	17	21	29	37
	男女共同参画の視点から見た防災の理解を深める	62	34	28	31	14	3	14
	その他	7	4	3	1	1	3	2
	無回答	23	11	12	5	7	6	5
	合計	2081	1037	1044	515	489	522	555





## 第2次久慈市男女共同参画計画

平成26年3月

久慈市福祉事務所子育て支援課

〒028-8030 久慈市川崎町1番1号

Tel 0194-52-2169

Fax 0194-52-2367